

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

【目次】

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）	一
○地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）（附則第十条関係）	一四〇
○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）	一四四
（附則第十一条関係）	一七二
○地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）（附則第十二条関係）	一七二

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

本則による改正（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号））

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（道府県及び市町村に関する規定の都及び特別区への準用等）</p> <p>第一条 この規則中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定（法人（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）（第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを含む。））に対して課する市町村民税並びに固定資産税、特別土地保有税、事業所税及び<u>市町計画税</u>）に関する規定を除く。）は特別区に準用する。この場合において、「道府県」、「道府県民税」、「道府県たばこ税」又は「道府県知事」とあるのは、それぞれ「都」、「都民税」、「都たばこ税」又は「都知事」と、「市町村」、「市町村民税」、「市町村たばこ税」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区民税」、「特別区たばこ税」又は「特別区長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（都市計画税に関する規定の都への準用）</p> <p>第一条の三の四 法第七百三十五条第一項の規定により都がその特別区に存する区域内において課する都市計画税については、第一条の規定にかかわらず、都を市とみなして第二十四条の二十九の二の規定を準用する^一。</p>	<p>（道府県及び市町村に関する規定の都及び特別区への準用等）</p> <p>第一条 この規則中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定（法人（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）（第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを含む。））に対して課する市町村民税並びに固定資産税、特別土地保有税及び事業所税）に関する規定を除く。）は特別区に準用する。この場合において、「道府県」、「道府県民税」、「道府県たばこ税」又は「道府県知事」とあるのは、それぞれ「都」、「都民税」、「都たばこ税」又は「都知事」と、「市町村」、「市町村民税」、「市町村たばこ税」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区民税」、「特別区たばこ税」又は「特別区長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p>

(預貯金等の内容に関する事項)

第一条の九の三 法第二十条の十一の二に規定する総務省令で定める事項は、同条に規定する預貯金者等の顧客番号並びに同条に規定する預貯金等の口座番号、口座開設日、種目、元本の額、利率、預入日及び満期日とする。

(法第二十三条第一項第四号の五イ①に規定する剰余金として計上した
もの等)

第一条の九の四 略

2 4 略

(政令第七条の十九第七項及び第四十八条の九の二第八項の金額)

第一条の十七 政令第七条の十九第七項及び第四十八条の九の二第八項に規定する総務省令で定める金額は、法第三十七条の三又は第三百十四条の八の規定による控除をしようとする年において課されたこれらの規定に規定する外国の所得税等(以下この条において「外国の所得税等」という。)の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

- 一 政令第七条の十九第二項若しくは第四項又は第四十八条の九の二第二項若しくは第五項 政令第七条の十九第二項及び第四十八条の九の二第二項に規定する超える部分の額又は政令第七条の十九第四項に規定する国税の控除余裕額、同項に規定する道府県民税の控除余裕額若

(法第二十三条第一項第四号の五イ①に規定する剰余金として計上した
もの等)

第一条の九の三 略

2 4 略

しくは同項に規定する市町村民税の控除余裕額に係る年のうち最も古い年以後の各年の同条第二項に規定する国税の控除限度額、同項に規定する道府県民税の控除限度額若しくは同項に規定する市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該年において課された外国の所得税等の額

二 政令第七条の十九第六項 同項に規定する控除されなかつた額に係る年度のうち最も古い年度以後の各年度における所得割額の計算上法第三十七条の三の規定により控除することとされた外国の所得税等の額

三 政令第四十八条の九の二第七項 同項に規定する控除されなかつた額に係る年度のうち最も古い年度以後の各年度における所得割額の計算上法第三百十四条の八の規定により控除することとされた外国の所得税等の額

(附属申告書等)

第二条の二 略

2 市町村長は、法第四十五条の二第一項及び第三項並びに第三百七条の二第一項及び第三項の申告書を提出する者に対して、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十条第三項、第四項、第六項及び第七項に規定する書類その他の書類で所得税に関する法令の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付しなければならないこととなっているもの又は税務署長が提示させ、若しくは提出させることができることとなっているもの（所得税の確定申告書に添付し、又は税務署長に提示し、若しく

(附属申告書等)

第二条の二 略

2 市町村長は、法第四十五条の二第一項及び第三項並びに第三百七条の二第一項及び第三項の申告書を提出する者に対して、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十条第三項から第五項までに規定する書類その他の書類で所得税に関する法令の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付しなければならないこととなっているもの又は税務署長が提示させ、若しくは提出させることができることとなっているもの（所得税の確定申告書に添付し、又は税務署長に提示し、若しく

しくは提出したものを除く。)のうち道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に必要と認めるものを当該申告書に添付させ、又は市町村長に提示し、若しくは提出させることができる。

3 市町村長は、医療費控除に関する事項を記載した法第四十五条の第二項及び第三項並びに第三百七条の第二項及び第三項の申告書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申告書を提出した者に対し、法第十一条の四第一項に規定する法定納期限の翌日から起算して五年を経過する日までの間、所得税法第二百二十条第四項第一号に掲げる書類に記載された医療費につきこれを領収した者のその領収を証する書類(税務署長に提示し、又は提出したものを除く。)を市町村長に提示し、又は提出させることができる。

4 略

(確定申告書の附記事項等)

第二条の三 略

2 略

3 控除対象外国扶養親族に係る前項第八号に掲げる事項を記載した法第四十五条の第三項及び第三百七条の第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類(前条第六項に規定する国外扶養親族証明書類をいう。以下同じ。)を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町

しくは提出したものを除く。)のうち道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に必要と認めるものを当該申告書に添付させ、又は市町村長に提示し、若しくは提出させることができる。

3 略

(確定申告書の附記事項等)

第二条の三 略

2 略

3 控除対象外国扶養親族に係る前項第八号に掲げる事項を記載した法第四十五条の第三項及び第三百七条の第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合に於ては、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類(前条第五項に規定する国外扶養親族証明書類をいう。以下同じ。)を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町

村長に提示し、又は第二条の三の三第十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第七項若しくは第八項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

(給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項)

第二条の三の三 略

259 略

10 控除対象外国扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を提出した者がこれらの申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第二項並びに第三百七条の三の二第一項及び第二項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

11 略

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出方法)

第二条の三の五 略

村長に提示し、又は第二条の三の三第十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第七項若しくは第八項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

(給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項)

第二条の三の三 略

259 略

10 控除対象外国扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を提出した者がこれらの申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第二項並びに第三百七条の三の二第一項及び第二項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合にあつては、当該申告書を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

11 略

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出方法)

第二条の三の五 略

2 公的年金等支払者が公的年金等受給者から受理した公的年金等受給者の扶養親族申告書（法第四十五条の三の三第四項及び第三百十七条の三の三第五項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。）及び国外扶養親族証明書類（第二条の二第六項第二号に掲げる書類を除く。）は、法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等支払者が保存するものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3 略

（公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項）

第二条の三の六 略

2～6 略

7 控除対象外国外扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者

2 公的年金等支払者が公的年金等受給者から受理した公的年金等受給者の扶養親族申告書（法第四十五条の三の三第四項及び第三百十七条の三の三第五項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。）及び国外扶養親族証明書類（第二条の二第五項第二号に掲げる書類を除く。）は、法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等支払者が保存するものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3 略

（公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項）

第二条の三の六 略

2～6 略

7 控除対象外国外扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者

である場合には、当該申告書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

8 前項の規定による国外扶養親族証明書類（第二条の二第六項第二号に掲げる書類を除く。）の提出については、前項の公的年金等受給者の扶養親族申告書を受理した公的年金等支払者を経由して提出することを妨げない。

（政令第九条の七第七項及び第二十九項の割合等）

第三条の二 略

2 政令第九条の七第十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 略

四 政令第九条の七第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額（第四項第一号において「控除限度超過額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第九条の七第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年

である場合にあっては、当該申告書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

8 前項の規定による国外扶養親族証明書類（第二条の二第五項第二号に掲げる書類を除く。）の提出については、前項の公的年金等受給者の扶養親族申告書を受理した公的年金等支払者を経由して提出することを妨げない。

（政令第九条の七第七項及び第二十九項の割合等）

第三条の二 略

2 政令第九条の七第十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 略

四 政令第九条の七第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第九条の七第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年

度又は連結事業年度の同条第八項に規定する道府県民税の控除余裕額
(第四項第一号及び第十条の二の四第四項第一号において「道府県民
税の控除余裕額」という。)とみなされる金額及び当該金額の計算に
関する明細

六 略

3 政令第九条の七第二十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に
掲げる事項とする。

一 三 略

四 政令第九条の七第二十一項(同項第二号に係る部分に限る。)の規
定により同項の所得等申告法人の同条第二十三項各号に定める事業年
度又は連結事業年度の同条第二十項に規定する控除未済外国法人税等
額(次項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。)とみ
なされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 略

4 政令第九条の七第三十項に規定する総務省令で定める金額は、法第五
十三条第二十四項の規定による控除をしようとする事業年度又は連結事
業年度において課された同項に規定する外国の法人税等(以下この項に
おいて「外国の法人税等」という。)の額とする。ただし、次の各号に
掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。
。

一 政令第九条の七第二項又は第八項 控除限度超過額又は同項に規定
する国税の控除余裕額(第十条の二の四第四項第一号において「国税
の控除余裕額」という。)、道府県民税の控除余裕額若しくは政令第

度又は連結事業年度の同条第八項に規定する道府県民税の控除余裕額

とみなされる金額及び当該金額の計算に
関する明細

六 略

3 政令第九条の七第二十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に
掲げる事項とする。

一 三 略

四 政令第九条の七第二十一項(同項第二号に係る部分に限る。)の規
定により同項の所得等申告法人の同条第二十三項各号に定める事業年
度又は連結事業年度の同条第二十項に規定する控除未済外国法人税等
額(次項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。)とみ
なされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 略

九条の七第八項に規定する市町村民税の控除余裕額（第十条の二の四第二項第五号及び同条第四項第一号において「市町村民税の控除余裕額」という。）に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の政令第九条の七第二項に規定する国税の控除限度額（同号において「国税の控除限度額」という。）、同項に規定する道府県民税の控除限度額（同号において「道府県民税の控除限度額」という。）及び同条第八項に規定する市町村民税の控除限度額（同号において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額並びに当該各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額

二 政令第九条の七第二十項 控除未済外国法人税等額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

（法第五十三条第三十八項の届出）

第三条の三 法第五十三条第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第三十八項の規定による届出をしなければならない。

一 法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申告書

（法第五十三条第三十八項の届出）

第三条の三 法第五十三条第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第三十八項の規定による届出をしなければならない。

一 法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申告書

の提出期限の延長の処分（同法第七十五条の二第八項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）又は同法第七十五条の二第二項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定による同法第七十五条の二第一項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同法第七十五条の二第八項において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下この号において「指定等の処分」という。） 当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。次号及び第三号において同じ。）終了の日から二十二日以内

二 法人税法第七十五条の二第五項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分 当該取消し又は変更の処分のあつた日の属する事業年度終了の日から二十二日以内

三 法人税法第七十五条の二第七項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定による同項の届出 同項の届出書を提出した日の属する事業年度終了の日から二十二日以内

（法第五十三条第三十九項の届出）

第三条の三の二 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務

の提出期限の延長の処分（同法第七十五条の二第六項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この号において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）

当該申告書の提出期限の延長の処分に
 係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この条において同じ。）終了の日から二十二日以内

二 法人税法第七十五条の二第三項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分 当該取消し又は変更の処分のあつた日の属する事業年度終了の日から二十二日以内

三 法人税法第七十五条の二第五項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定による同項の届出 同項の届出書を提出した日の属する事業年度終了の日から二十二日以内

（法第五十三条第三十九項の届出）

第三条の三の二 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務

がある法人及び当該法人との間に同法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同法第十二号の七に規定する連結子法人（当該法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人を除く。）は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第三十九項の規定による届出をしなければならない。

一 法人税法第八十一条の二十四第一項の規定による申告書の提出期限の延長の処分（同条第三項において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下この条において同じ。）又は同法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第二項の規定による同条第一項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同法第八十一条の二十四第三項において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下この号及び次項第二号において「指定等の処分」という。） 当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があつた日から七日以内

二 法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第五項の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分 当該取消し又は変更の処分のあつた日の属する連結親法人事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。次号及び次項において同じ。）終了の日から二十

がある法人及び当該法人との間に同法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同法第十二号の七に規定する連結子法人（当該法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人を除く。）は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第三十九項の規定による届出をしなければならない。

一 法人税法第八十一条の二十四第一項の規定による申告書の提出期限の延長の処分（同条第三項において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含む。以下この条において同じ。）

当該申告書の提出期限の延長の処分が
あつた日から七日以内

二 法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第三項の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分 当該取消し又は変更の処分のあつた日の属する連結親法人事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）終了の日から二十

二日以内

三 法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第七項の規定による同項の届出 同項の届出書を提出した日の属する連結親法人事業年度終了の日から二十二日以内

2 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十第十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人は、次の各号に掲げる承認、処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第三十九項の規定による届出をしなければならない。

一 略

二 指定等の処分 当該指定等の処分があつた日から七日以内

三 法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第五項の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分 当該取消し又は変更の処分があつた日の属する連結親法人事業年度終了の日から二十二日以内

四 法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第七項の規定による同項の届出 同項の届出書を提出した日の属する連結親法人事業年度終了の日から二十二日以内

(法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の二 法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事

二日以内

三 法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第五項の規定による同項の届出 同項の届出書を提出した日の属する連結親法人事業年度終了の日から二十二日以内

2 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十第十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人は、次の各号に掲げる承認、処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第三十九項の規定による届出をしなければならない。

一 略

二 法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第三項の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分 当該取消し又は変更の処分があつた日の属する連結親法人事業年度終了の日から二十二日以内

三 法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第五項の規定による同項の届出 同項の届出書を提出した日の属する連結親法人事業年度終了の日から二十二日以内

(法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の二 法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事

項は、次に掲げる事項とする。

一 一 三 略

四 第一号の申立てに係る地方法人税額（租税特別措置法第六十六条の四第二十一項第三号に掲げる更正決定に係る地方法人税額をいう。第三

条の四の四第一項第四号及び第五号において同じ。）

五 略

2 略

3 法第五十五条の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 一 三 略

四 第二号の合意に基づく地方法人税額（当該合意に基づく国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十六条の規定による更正に係る地方法人税額をいう。第三条の四の四第三項第四号及び第五号において同じ。）

五 略

（法第五十五条の五に規定する国税庁長官の通知）

第三条の四の四 略

2 略

3 法第五十五条の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 一 四 略

五 第三号の合意に基づく地方法人税額

項は、次に掲げる事項とする。

一 一 三 略

四 第一号の申立てに係る地方法人税額（租税特別措置法第六十六条の四第二十一項第三号に掲げる更正決定に係る地方法人税額をいう。第三

項及び第三条の四の四 において同じ。）

五 略

2 略

3 法第五十五条の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 一 三 略

四 第一号の申立てに係る地方法人税額

五 略

（法第五十五条の五に規定する国税庁長官の通知）

第三条の四の四 略

2 略

3 法第五十五条の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 一 四 略

五 第一号の申立てに係る地方法人税額

六略

(法第七十二条の二十五第二項の規定による承認の申請書等の様式)

第四条の四 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申請書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

略	第十四号様式
(三) 申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書 (政令第二十四条の四第六項 (政令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。) の届出書)	

(法人の事業税及び地方法人特別税に係る申告書等の様式)

第五条 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

略	第十号様式
(三) 課税標準額の総額の分割に関する明細書 (法第七十二条の四十八第一項の課税標準額の総額の分割に関する明細書)	

2
5
4
略

六略

(法第七十二条の二十五第二項の規定による承認の申請書等の様式)

第四条の四 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申請書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

略	第十四号様式
(三) 申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書 (政令第二十四条の四第四項 (政令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。) の届出書)	

(法人の事業税及び地方法人特別税に係る申告書等の様式)

第五条 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

略	第十号様式
(三) 課税標準額の分割に関する明細書 (法第七十二条の四十八第一項の課税標準額の分割に関する明細書)	

2
5
4
略

(適格合併に係る合併法人が法第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により納付すべき事業税の課税標準)

第六条 適格合併(法人を設立するものを除く。以下この条において同じ

。)に係る合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この条において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この条において同じ。)

が法第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税額又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税額を算定する場合における当該合併法人の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の算定の基礎となつた同条第一項に規定する課税標準額の総額(第一号において「課税標準額の総額」という。)を前事業年度の月数で除して得た額の六倍に相当する額には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を含むものとする。

一 当該合併法人の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定課税標準額の総額(当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度に係る事業税額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度に係る事業税額の基礎となつた

(適格合併に係る合併法人が法第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により納付すべき事業税の課税標準額)

第六条 適格合併(法人を設立するものを除く。以下この条において同じ

。)に係る合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この条において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この条において同じ。)

が法第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税額又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税の税額を算定する場合における当該法人の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の算定の基礎となつた付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額を前事業年度の月数で除して得た額の六倍に相当する額には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額を含むものとする。

一 当該合併法人の前事業年度中に適格合併がなされた場合において、前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定課税標準額(当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度に係る事業税額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度に係る事業税額の基礎とな

課税標準額の総額をいう。以下この条において同じ。)に乘じて当該確定課税標準額の総額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

二 当該合併法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内に適格合併がなされた場合 当該事業年度開始の日から六月の期間のうちその適格合併の日以後の期間の月数を被合併法人の確定課税標準額の総額に乘じて当該確定課税標準額の総額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

(法第七十二条の四十八第三項第二号イの事業等)

第六条の二 法第七十二条の四十八第三項第二号イに規定する小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(第四項において「小売電気事業」という。)、同条第一項第八号に規定する一般送配電事業(次項及び第四項において「一般送配電事業」という。)、同条第一項第十二号に規定する特定送配電事業(第四項において「特定送配電事業」という。)、同条第一項第十四号に規定する発電事業(第四項において「発電事業」という。))及び第四項に規定する事業に該当する部分を除く。)とする。

2 法第七十二条の四十八第三項第二号ロに規定する送電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物(電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物

つた付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額をいう。以下この条において同じ。)に乘じて当該確定課税標準額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

二 当該合併法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内に適格合併がなされた場合においては、当該事業年度開始の日から六月の期間のうちその適格合併の日以後の期間の月数を被合併法人の確定課税標準額に乘じて当該確定課税標準額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

をいう。第四項において同じ。）により電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者と同項第四号に規定する振替供給を行う事業（一般送配電事業及び同項第十号に規定する送電事業に該当する部分を除く。）とする。

3 法第七十二条の四十八第三項第二号ロ(1)に規定する総務省令で定める要件は、電圧六十六キロボルト以上の電線路であることとする。

4 法第七十二条の四十八第三項第二号ハに規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業（発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じて当該電気を供給する場合には、当該供給を行う事業（小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除く。）を含む。）とする。

（課税標準額の総額の分割基準である従業者及び固定資産の価額の定義等）

第六条の二の二 略

2 法第七十二条の四十八第四項第一号ただし書に規定する資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の工場とは、当該法人の行う主たる事業が次に掲げる事業であるものの物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている同条第三項第一号に規定する事業所等（第五項及び第六項において「事業所等」という。）とする。

一 食料品製造業

（課税標準額の分割基準である従業者及び固定資産の価額の定義等）

第六条の二 略

-
- 二 飲料・たばこ・飼料製造業
 - 三 繊維工業
 - 四 木材・木製品製造業
 - 五 家具・装備品製造業
 - 六 パルプ・紙・紙加工品製造業
 - 七 印刷・同関連業
 - 八 化学工業
 - 九 石油製品・石炭製品製造業
 - 十 プラスチック製品製造業
 - 十一 ゴム製品製造業
 - 十二 なめし革・同製品・毛皮製造業
 - 十三 窯業・土石製品製造業
 - 十四 鉄鋼業
 - 十五 非鉄金属製造業
 - 十六 金属製品製造業
 - 十七 機械器具製造業
 - 十八 その他の製造業
 - 十九 自動車整備業
 - 二十 機械修理業
 - 二十一 電気機械器具修理業
- 3 前項の場合において、資本金の額又は出資金の額が一億円以上の法人であるかどうかの判定は、当該事業年度終了の日の現況によるものとする。
-

4 | 法第七十二条の四十八第四項第三号の固定資産の価額の事業年度終了の日現在における数値 　とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産（建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものを含む。）の価額とする。

5 | 電気供給業の事業所等 　ごとの固定資産の価額についてその区分が困難な場合において総務大臣の承認を受けたときは、前項に規定する当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている固定資産の価額を左の表の上欄に掲げる設備ごとに分別し、その分別された価格を下欄に掲げる基準の各事業年度終了の日現在の数値により按分した額とすることができる。

略

6 | 前項の承認を受けようとする法人は、法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項、第七十二条の二十八第一項及び第七十二条の二十九第一項の申告納付の期限前五日までに、事業所等 　ごとの固定資産の価額について、その区分が困難である旨の事由を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

2 | 法第七十二条の四十八第四項に規定する 　事業年度終了の日現在における固定資産の価額とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産（建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものを含む。）の価額とする。

3 | 電気供給業の事務所又は事業所ごとの固定資産の価額についてその区分が困難な場合において総務大臣の承認を受けたときは、前項に規定する当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている固定資産の価額を左の表の上欄に掲げる設備ごとに分別し、その分別された価格を下欄に掲げる基準の各事業年度終了の日現在の数値によりあん分した額とすることができる。

略

4 | 前項の承認を受けようとする法人は、法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項、第七十二条の二十八第一項及び第七十二条の二十九第一項の申告納付の期限前五日までに、事務所又は事業所ごとの固定資産の価額について、その区分が困難である旨の事由を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

5 | 法第七十二条の四十八第四項に規定する資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の工場とは、当該法人の行う主たる事業が次に掲げる事業であるものの物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている事務所又は事業所とする。

一 | 食料品製造業

-
- 二 飲料・たばこ・飼料製造業
 - 三 繊維工業
 - 四 木材・木製品製造業
 - 五 家具・装備品製造業
 - 六 パルプ・紙・紙加工品製造業
 - 七 印刷・同関連業
 - 八 化学工業
 - 九 石油製品・石炭製品製造業
 - 十 プラスチック製品製造業
 - 十一 ゴム製品製造業
 - 十二 なめし革・同製品・毛皮製造業
 - 十三 窯業・土石製品製造業
 - 十四 鉄鋼業
 - 十五 非鉄金属製造業
 - 十六 金属製品製造業
 - 十七 機械器具製造業
 - 十八 その他の製造業
 - 十九 自動車整備業
 - 二十 機械修理業
 - 二十一 電気機械器具修理業
- 6 前項の場合において、資本金の額又は出資金の額が一億円以上の法人であるかどうかの判定は、当該事業年度終了の日の現況によるものとする。
-

(死亡の場合の譲渡割の確定申告等の特例)

第七条の二の六 法第七十二条の八十八第一項又は第二項の規定により法第七十二条の八十七第一項に規定する承継相続人（以下この条において「承継相続人」という。）が申告書を提出する場合には、当該申告書には、前条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 三 略

四 承継相続人が二人以上ある場合には、前条第一項第四号に掲げる譲渡割額（同項第五号の規定に該当する場合には、同項第六号に掲げる額に相当する譲渡割額）を第二号の各承継相続人の相続分により按分して計算した金額に相当する譲渡割額

2 5 略

(法第七十二条の百十四第四項の総務省令で定める額)

第七条の二の九 法第七十二条の百十四第四項に規定する統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）によつて平成二十六年七月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成二十六年商業統計表第四巻品目編第二表（区市郡別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の欄の額から、平成二十六年商業統計表第二巻産業編

(死亡の場合の譲渡割の確定申告等の特例)

第七条の二の六 法第七十二条の八十八第一項又は第二項の規定により法第七十二条の八十七第一項に規定する承継相続人（以下この条において「承継相続人」という。）が申告書を提出する場合には、当該申告書には、前条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 三 略

四 承継相続人が二人以上ある場合には、前条第一項第四号に掲げる譲渡割額（同項第五号の規定に該当する場合には、同項第六号に掲げる額に相当する譲渡割額）を第二号の各承継相続人の相続分により按分して計算した金額に相当する譲渡割額

2 5 略

(法第七十二条の百十四第四項の総務省令で定める額)

第七条の二の九 法第七十二条の百十四第四項に規定する統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）によつて平成十九年六月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成十九年商業統計表第四巻品目編第二表（区市郡別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の欄の額

(都道府県表) 第六表(小売業の都道府県別、東京特別区・政令指定都市別、産業分類小分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比)の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額及び同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額を控除した額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一及び二 略

(法第七十三条の二第四項の専有部分の床面積の割合の補正)

第七条の三 略

2 略

3 第一項の補正は、当該家屋の区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度等の差違に依つて協議して定めた補正の方法を当該道府県の条例の定めるところによつて道府県知事に申し出た場合において道府県知事が当該補正の方法によつて道府県知事に認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法によつて行なうことができる。ただし、当該家屋に係る固定資産税について第十五条の三第三項の規

とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一及び二 略

(法第七十三条の二第四項の専有部分の床面積の割合の補正)

第七条の三 略

2 略

3 第一項の補正は、当該家屋の区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度等の差違に依つて協議して定めた補正の方法を当該道府県の条例の定めるところによつて道府県知事に申し出た場合において道府県知事が当該補正の方法によつて道府県知事に認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法によつて行なうことができる。ただし、当該家屋に係る固定資産税について第十五条の三第二項の規

定により市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合においては、当該補正の方法によつて行なうことができる。

(法第四百四十四条の七第一項第一号の基準)

第八条の二十九 略

2 略

3 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等（分割、現物出資、法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配又は同法第六十一条の十三第一項の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう。次項並びに次条及び第八条の三十一において同じ。）をした場合における当該分割等に係る分割法人等（同法第十二条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人、同条第十二号の五の二に規定する現物分配法人又は同法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人をいう。次条及び第八条の三十一において同じ。）に係る第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）前の軽油の製造量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割法人等の分割等後

定により市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合においては、当該補正の方法によつて行なうことができる。

(法第四百四十四条の七第一項第一号の基準)

第八条の二十九 略

2 略

3 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等（分割、現物出資、法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配又は同法第六十一条の十三第一項の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう。次項並びに次条及び第八条の三十一において同じ。）をした場合における当該分割等に係る分割法人等（同法第十二条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人、同条第十二号の六に規定する現物分配法人又は同法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人をいう。次条及び第八条の三十一において同じ。）に係る第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）前の軽油の製造量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割法人等の分割等後

の軽油の製造量の最近三年における合計が六十万キロリットル」とする。

4 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割承継法人等（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人、同条第十二号の五に規定する被現物出資法人、同条第十二号の五の三に規定する被現物分配法人又は同法第六十一条の十三第二項に規定する譲受法人をいう。次条及び第八条の三十一において同じ。）に係る第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。以下この号において同じ。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割承継法人等の分割等後の軽油の製造量の最近三年における合計が六十万キロリットル」とする。

（元売業者の指定の申請の手続等）

第八条の三十二 法第四百四十四条の七第一項の規定により元売業者の指定を申請しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、第十六号の二十五様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、これ

の軽油の製造量の最近三年における合計が六十万キロリットル」とする。

4 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割承継法人等（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人、同条第十二号の五に規定する被現物出資法人、同条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人又は同法第六十一条の十三第二項に規定する譲受法人をいう。次条及び第八条の三十一において同じ。）に係る第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。以下この号において同じ。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割承継法人等の分割等後の軽油の製造量の最近三年における合計が六十万キロリットル」とする。

（元売業者の指定の申請の手続等）

第八条の三十二 法第四百四十四条の七第一項の規定により元売業者の指定を申請しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、第十六号の二十五様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、これ

をその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して総務大臣に提出しなければならない。

一〜六 略

七 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本又は本籍（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法

（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。次条第六号イ及び第八条の三十四第六号イにおいて同じ

。）の記載のある住民票の写し

ロ及びハ 略

八 略

2及び3 略

（仮特約業者の指定の申請の手続）

第八条の三十三 法第四百四十四条の八第一項の規定により仮特約業者の指定を申請しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、第十六号の二十八様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、これをその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一〜五 略

六 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本又は本籍（外国人にあつては、国籍等）の記載のある住

民票の写し

ロ及びハ 略

をその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して総務大臣に提出しなければならない。

一〜六 略

七 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本

ロ及びハ 略

ロ及びハ 略

八 略

2及び3 略

（仮特約業者の指定の申請の手続）

第八条の三十三 法第四百四十四条の八第一項の規定により仮特約業者の指定を申請しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、第十六号の二十八様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、これをその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一〜五 略

六 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本

ロ及びハ 略

七略

(特約業者の指定の申請の手続)

第八条の三十四 法第四百四十四条の九第一項の規定により特約業者の指定を申請しようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、第十六号の二十九様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、これをその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一 五略

六 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本又は本籍(外国人にあつては、国籍等)の記載のある住民票の写し

ロ及びハ 略

七略

(政令第四十八条の十三第八項及び第三十項の割合等)

第十条の二の四 略

2 政令第四十八条の十三第十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三略

四 政令第四十八条の十三第十項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十二項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額(

七略

(特約業者の指定の申請の手続)

第八条の三十四 法第四百四十四条の九第一項の規定により特約業者の指定を申請しようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、第十六号の二十九様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、これをその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一 五略

六 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本

ロ及びハ 略

七略

(政令第四十八条の十三第八項及び第三十項の割合等)

第十条の二の四 略

2 政令第四十八条の十三第十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三略

四 政令第四十八条の十三第十項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十二項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額(

第四項第一号において「控除限度超過額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第四十八条の第十三第十項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十二項各号に定める事業年度又は連結事業年度の

市町村民税の控除

余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六 略

3 政令第四十八条の第十三第二十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

四 政令第四十八条の第十三第二十二項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十四項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二十一項に規定する控除未済外国

法人税等額（次項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 略

4 政令第四十八条の第十三第三十一項に規定する総務省令で定める金額は、

法第三百二十一条の八第二十四項の規定による控除をしようとする事業年度又は連結事業年度において課された同項に規定する外国の法人税

等（以下この項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に

定める金額とする。

一 政令第四十八条の第十三第二項又は第九項 控除限度超過額又は国税

とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第四十八条の第十三第十項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十二項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第九項に規定する市町村民税の控除

余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六 略

3 政令第四十八条の第十三第二十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

四 政令第四十八条の第十三第二十二項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十四項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二十一項に規定する控除未済外国

法人税等額（次項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 略

の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額

二 政令第四十八条の十三第二十一項 控除未済外国法人税等額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三 略

2 9 略

10 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する障害児通所支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、児童福祉法第六条の二の第二項に規定する児童発達支援、同条第三項に規定する医療型発達支援、同条第四項に規定する放課後等デイサービス及び同条第五項に規定する保育所等訪問支援を行う事業の用に供する固定資産とする。

11 15 略

(政令第五十二条の十三の二第四項の書類)

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三 略

2 9 略

10 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する障害児通所支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援、同条第三項に規定する医療型発達支援、同条第四項に規定する放課後等デイサービス及び同条第五項に規定する保育所等訪問支援を行う事業の用に供する固定資産とする。

11 15 略

第十二条の三の二 政令第五十二条の十三の二第四項に規定する総務省令

で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 政令第五十二条の十三の二第一項第一号に規定する被災償却資産（以下この条において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災償却資産に代わるものとして法第三百四十九条の三の四の規定の適用を受けようとする償却資産（以下この号及び次号において「代替償却資産」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第十五条の四の二第二項第一号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災償却資産及び当該代替償却資産の所在地を記載した書類並びに当該被災償却資産が震災等（法第三百四十九条の三の三第一項に規定する震災等をいう。以下この号及び第十五条の四の二第二項第一号において同じ。）により被害を受けたことについて当該被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災償却資産が当該震災等により滅失し、又は損壊した旨を証する書類
- 二 被災償却資産が被災年度（法第三百四十九条の三の三第一項に規定する被災年度をいう。第十五条の四の二第二項第二号において同じ。）

〔分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災償却資産が存したことを証する書類及び代替償却資産の詳細を明らかにする書類〕

三 政令第五十二条の十三の二第一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法第三百四十九条の三の四の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、政令第五十二条の十三の二第一項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書、同項第三号又は第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（法第三百八十二条の二第一項の閲覧事項）

第十二条の三の三 法第三百八十二条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、政令第五十二条の十四の表第二号から第四号までの上欄に掲げる者については、同表第一号の上欄に掲げる者の個人番号

とする。

（法第三百五十二条第一項の割合の補正等）

第十五条の三 法第三百五十二条第一項に規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

2| 第七条の三第一項及び第二項の規定は、法第三百五十二条第一項に規定する建物の区分所有等に関する法律第十四条第一項から第三項までの

（法第三百八十二条の二第一項の閲覧事項）

第十二条の三の二 法第三百八十二条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、政令第五十二条の十四の表第二号から第四号までの上欄に掲げる者については、同表第一号の上欄に掲げる者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）とする。

（法第三百五十二条第一項の割合の補正）

第十五条の三

①| 第七条の三第一項及び第二項の規定は、法第三百五十二条第一項に規定する建物の区分所有等に関する法律第十四条第一項から第三項までの

規定の例により算定した同法第二条第三項に規定する専有部分（以下この条から第十五条の四までにおいて「専有部分」という。）の床面積の割合の補正について準用する。

3 | 前項の補正は、当該家屋の区分所有者（建物の区分所有者等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者をいう。次条において同じ。）の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度の差違に応じて協議して定めた補正の方法を当該市町村の条例で定めるところにより、市町村長に申し出た場合において当該市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。ただし、当該家屋に係る不動産取得税について第七条の第三項の規定により道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができる。

（法第三百五十二条第二項の割合の補正等）

第十五条の三の二 法第三百五十二条第二項に規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

2 | 第七条の三第一項及び第二項の規定は、法第三百五十二条第二項に規定する同項各号に定める専有部分の床面積の居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合の補正について準用する。

3 | 法第三百五十二条第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより補正した専有部分の床面積は、同項に規定する居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計から同項第二号に規定する専有部分の

規定による

割合の補正について準用する。

2 | 前項の補正は、当該家屋の区分所有者

の
全員が専有部分の天井のような高さ、附帯設備の程度等の差違に応じて協議して定めた補正の方法を当該市町村の条例で定めるところによつて市町村長に申し出た場合において市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法によつて行なうことができる。ただし、当該家屋に係る不動産取得税について第七条の第三項の規定により道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合においては、当該補正の方法によつて行なうことができる。

床面積の合計を控除して得た床面積に、次の算式により計算した同項第一号に規定する人の居住の用に供する専有部分に係る数値を当該居住用超高層建築物における全ての人の居住の用に供する専有部分に係る当該数値の合計で除した数値を乗じたものとする。

人の居住の用に供する専有部分の床面積 \times $\{100 + (10/39) \times (\text{人の居住の用に供する専有部分が所在する階} - 1)\}$

4 第二項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度の差違に応じて協議して定めた補正の方法を当該市町村の条例で定めるところにより市町村長に申し出た場合において当該市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。

5 第三項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が当該居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法（当該補正を行わないこととするものを含む。）を当該市町村の条例で定めるところにより市町村長に申し出た場合において当該市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。

（政令第五十二条の十三の三第三項の床面積の算定等）

第十五条の四の二 政令第五十二条の十三の三第三項の規定の適用について、同項中被災家屋（同条第一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの

又は同条第三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

2 政令第五十二条の十三の三第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 被災家屋を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋に代わるものとして法第三百五十二条の三の規定の適用を受けようとする家屋（以下この号及び次号において「代替家屋」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋及び当該代替家屋の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋が震災等により被害を受けたことについて当該被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋が当該震災等により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二 被災家屋が被災年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋が存したことを証する書類及び代替家屋の詳細を明らかにする書類

三 政令第五十二条の十三の三第一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法第三百五十二条

の三の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

(法第三百五十四条の二の基準)

第十五条の四の三 略

(政令第五十四条の十八第一項第七号の割合等)

第十六条の十 政令第五十四条の十八第一項第七号に規定する総務省令で定める割合は、同号に規定する国、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構、農業協同組合、農業協同組合連合会

、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合（以下この項において「国等」という。）の出資に係る法人（以下この項において「特定法人」という。）の議決権の総数に対する第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した数の割合とする。

一及び二 略

2及び3 略

(事業所税に係る申告書の様式)

第二十四条の二十九 略

2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第七百一条の四十六第一項及び第七百一条の四十七第一項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七百一条の四十九第二項の修正申

(法第三百五十四条の二の基準)

第十五条の四の二 略

(政令第五十四条の十八第一項第七号の割合等)

第十六条の十 政令第五十四条の十八第一項第七号に規定する総務省令で定める割合は、同号に規定する国、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会

、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合（以下この項において「国等」という。）の出資に係る法人（以下この項において「特定法人」という。）の議決権の総数に対する第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した数の割合とする。

一及び二 略

2及び3 略

(事業所税に係る申告書の様式)

第二十四条の二十九 略

2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第七百一条の四十六第一項及び第七百一条の四十七第一項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七百一条の四十九第二項の修正申

3 告書を提出する者は、当該申告書を提出すべき指定都市等の長の定めるところにより、当該指定都市等の長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

3 法第七百一条の五十二第二項の規定により申告を行う者は、当該申告をすべき指定都市等の長の定めるところにより、当該指定都市等の長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項を、当該申告をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

(政令第五十六条の八十四の二第三項の床面積の算定等)

第二十四条の二十九の二 政令第五十六条の八十四の二第三項の規定の適用について、同項中被災家屋（同条第一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

2 政令第五十六条の八十四の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

告書を提出する者は、当該申告書を提出すべき指定都市等の 定めるところにより、当該指定都市等の長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

- 一 被災家屋を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋に代わるものとして法第七百二条の四の二の規定の適用を受けようとする家屋（以下この号及び次号において「代替家屋」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋及び当該代替家屋の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋が震災等（法第七百二条の四の二に規定する震災等をいう。以下この号及び次号において同じ。）により被害を受けたことについて当該被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋が当該震災等により滅失し、又は損壊した旨を証する書類
- 二 被災家屋が震災等の発生した日の属する年の一月一日（当該震災等の発生した日が一月一日である場合には、当該震災等の発生した日の属する年の前年の一月一日）を賦課期日とする年度の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋が存したことを証する書類及び代替家屋の詳細を明らかにする書類
- 三 政令第五十六条の八十四の二第一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法第七百二条の四の二の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもの

のほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

附則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第二条 法附則第四条第一項第一号に規定する市町村長の承認を受けようとする納税義務者は、同号に規定する取得期限の属する年の翌年三月十五日までに、特定譲渡(同号に規定する特定譲渡をいう。第三項第一号において同じ。)をした譲渡資産(同条第一項第一号に規定する譲渡資産をいう。第三項第一号イ及び第四項第一号において同じ。)について同条第一項第一号の承認を受けようとする旨、同号の特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換資産(同号に規定する買換資産をいう。以下この条において同じ。)の取得(同号に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をすることが困難であると認められる事情の詳細、取得をする予定の買換資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を記載した申請書に、当該非常災害に基因するやむを得ない事情により買換資産の取得することが困難であると認められる事情を証する書類を添付して、当該市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

2| 略

3| 法附則第四条第十四項の規定による申告は、次の各号に掲げる場合の

附則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第二条

①| 略

2| 法附則第四条第十四項の規定による申告は、次の各号に掲げる場合の

区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した様式によつてしななければならない。

一 特定譲渡

年十二月三十一日までに

の取得をしない場合

イ

の所在地及び当該譲渡の年月日

ロ

二及び三

4及び5

類)
（法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除に係る添付書類）

第二条の六 略

2 法附則第八条の二の二第二項及び第五項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第一項の法人又は同条第三項の連結親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）

若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係（同法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。第四項及び次条第二項において同じ。）がある連結子法人（同法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。第四項及び次条第二項において同じ。）が支出した寄附金を受けた同条第一項に規定する認定地方公共団体（第四項及び

区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した様式によつてしななければならない。

一 法附則第四条第一項第一号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌

年十二月三十一日までに同号に規定する買換資産（以下この項及び次

項において「買換資産」という。）の取得をしない場合

イ 法附則第四条第一項第一号に規定する譲渡資産（次項第一号にお

いて「譲渡資産」という。）の所在地及び当該譲渡の年月日

ロ

二及び三

3及び4

類)
（法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除に係る添付書類）

第二条の六 略

2 法附則第八条の二の二第二項及び第五項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第一項の法人又は同条第三項の連結親法人
若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係

がある連結子法人
が支出した寄附金を受けた同条第一項に規定する認定地方公共団体（第四項

次条第二項において「認定地方公共団体」という。）が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

3及び4 略

（法人の都民税の特定寄附金税額控除に係る添付書類）

第二条の六の二 法附則第八条の二の二第十三項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第八項及び第十一項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第七号の三様式によるものとする。

2 法附則第八条の二の二第十三項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第八項及び第十一項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第十三項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第七項の法人又は同条第十三項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第九項の連結親法人若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人が支出した寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

において「認定地方公共団体」という。）が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

3及び4 略

第三条の二 削除

(福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例)

第三条の二の四 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する法第七十二条の百五十一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口は、第七条の二の十四の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法
に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。

(政令附則第七条第六項の家屋)

第三条の二の八 政令附則第七条第六項に規定する総務省令で定める家屋は、次の各号に掲げる家屋のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明がされたものとする。

- 一 住宅（床面積（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の

(法附則第九条の三の新設発電所用の固定資産の価額等)

第三条の二 第六条の二第二項の規定は、法附則第九条の三の規定により読み替えられる法第七十二条の四十八第三項の規定の適用を受ける法人が当該事業に係る課税標準額の総額を同項の発電所用固定資産の価額による課税標準額と総固定資産の価額による課税標準額とに区分する場合における当該固定資産の価額について準用する。

(福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例)

第三条の二の四 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する法第七十二条の百五十一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口は、第七条の二の十四の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。

(政令附則第七条第六項の家屋)

第三条の二の八 政令附則第七条第六項に規定する総務省令で定める家屋は、次の各号に掲げる家屋のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明がされたものとする。

- 一 住宅（床面積（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の

居住の用に供する住宅にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分の全ての床面積が五十平方メートル（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービスキ高年齢者向け住宅であつてその全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋にあつては、三十平方メートル）以上のものに限る。）で都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域（次号から第四号までにおいて「市街化区域」という。）内に所在するもの

二〇四 略

五 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する家屋（その構造及び設備が同法第三条第二項に規定する基準を満たすものに限るものとし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項第四号に定める施設を除く。）

六〇八 略

九 医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所

十 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項に規定する公的介護施設等又は同条第四項に規定する特定民間施設

十一 略

（政令附則第七条第十項第二号の家屋）

居住の用に供する住宅にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のすべての床面積が五十平方メートル

以上のものに限る。）で

都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域（次号から第四号までにおいて「市街化区域」という。）内に所在するもの

二〇四 略

五 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する家屋（その構造及び設備が同法第三条第二項に規定する基準を満たすものに限るものとし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項第四号に定める施設を除く。）

六〇八 略

九 略

（政令附則第七条第十項第二号の家屋）

第三条の二十 政令附則第七条第十項第二号に規定する総務省令で定める家屋は、次に掲げる家屋とする。

一及び二 略

三 税関の支署及び出張所、地方入国管理局及びその支局並びにこれらの出張所、検疫機関、総合通信局の出張所、警察機関、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第一項に規定する地方整備局の事務所のうち港湾空港工事事務所及び空港工事事務所、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十三条に規定する管区海上保安本部の事務所のうち航空基地並びに地方航空局並びにその事務所のうち空港事務所及び空港出張所の用に供する家屋

（政令附則第七条第十五項第二号の建築物）

第三条の二十四 政令附則第七条第十五項第二号に規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一〜四 略

（政令附則第七条第十五項第三号の政府の補助）

第三条の二十五 政令附則第七条第十五項第三号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、スマートウェルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

（法附則第十一条第十三項の適格特別投資家限定事業者等）

第三条の二十 政令附則第七条第十項第二号に規定する総務省令で定める家屋は、次に掲げる家屋とする。

一及び二 略

三 税関の支署及び出張所、地方入国管理局及びその支局並びにこれらの出張所、検疫機関、総合通信局の出張所、警察機関、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第一項に規定する地方整備局の事務所のうち港湾空港工事事務所及び空港工事事務所、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十三条に規定する管区海上保安本部の事務所のうち航空基地並びに地方航空局並びにその事務所のうち空港事務所及び空港出張所の用に供する家屋

（政令附則第七条第十六項第二号の建築物）

第三条の二十四 政令附則第七条第十六項第二号に規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一〜四 略

（政令附則第七条第十六項第三号の政府の補助）

第三条の二十五 政令附則第七条第十六項第三号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、スマートウェルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

（法附則第十一条第十三項第一号の行為等）

第三条の二の十六 法附則第十一条第十三項に規定する適格特例投資家限

定事業者のうち総務省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者として国土交通大臣の証明を受けたものをいう。

一 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者であること。

二 法附則第十一条第十三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の全てを宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者に委託する者であること。

2 法附則第十一条第十三項第二号イに規定する総務省令で定める行為は、更地である土地の上に家屋を新築する行為とする。

（政令附則第七条第二十項の証明がされた家屋）

第三条の二の十七 政令附則第七条第二十項に規定する建築基準法施行令

第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項の基準に適合する旨を証する書類を当該家屋の取得に係る法第七十三条の十八第一項の規定による申告又は報告の際に提出することにより証明がされた家屋とする。

第三条の二の十六

① 法附則第十一条第十三項第一号に規定する総務省令で定める行為は、更地である土地の上に家屋を新築する行為とする。

2 政令附則第七条第二十項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋の用途が同項に規定する用途のいずれかであることについて国土交通大臣の証明がされたものとする。

2 政令附則第七条第二十項に規定する家屋の用途が同項に規定する用途であるものとして総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋の用途が同項に規定する用途のいずれかであることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

(法附則第十一条第十四項の薬局等)

第三条の二の十八 略

2 略

(法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項の助成金)

第三条の二の十九 略

(法附則第十二条の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等)

第四条の四 法附則第十二条の二第二項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十八条に規定する自動車検査証(以下この条から附則第四条の六の二までにおいて「自動車検査証」という。)に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの(可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。)とする。

2 法附則第十二条の二第二項第二号イに規定する平成三十年十月一日以

(法附則第十一条第十四項の薬局等)

第三条の二の十七 略

2 略

(法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項の助成金)

第三条の二の十八 略

(法附則第十二条の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等)

第四条の四 法附則第十二条の二第二項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十八条に規定する自動車検査証(以下この条から附則第四条の六の二までにおいて「自動車検査証」という。)に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの(可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。)とする。

降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条から附則第四条の六の二までにおいて「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号口の基準とする。

3| 法附則第十二条の二第二項第二号ロに規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条から附則第四条の六の二までにおいて同じ。）が三・五トン以下の自動車 細目告示

第四十一条第一項

第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条及び次条において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準

二 略

4| 法附則第十二条の二第二項第二号ロに規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自

2| 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条から附則第四条の六の二までにおいて同じ。）が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条から附則第

四の六の二までにおいて「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条及び次条において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準

二 略

3| 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自

動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の左欄に掲げる自動車の種別に
応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車
で、かつ、低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三
号）第五条の規定による認定（以下この条から附則第四条の六の三ま
でにおいて「低排出ガス車認定」という。）を受けたものであること
。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細
目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を
超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものである
こと。

5| 法附則第十二条の二第二項第三号 に規定する総務省令で定める動
力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

6| 法附則第十二条の二第二項第三号 に規定する自動車排出ガスの排
出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る
自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載され
ている自動車とする。

7| 法附則第十二条の二第二項第三号 に規定する動力源として用いる
電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるも
のは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブ

動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目
告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)に掲げる自動車については
同表の(1)に掲げる値、同表の(2)に掲げる自動車については同表の(2)に
掲げる値、同表の(3)に掲げる自動車については同表の(3)に掲げる値、
同表の(4)に掲げる自動車については同表の(4)に掲げる値のそれぞれ十
分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国
土交通大臣が定める基準（以下この条から附則第四条の六までにおい
て「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交
通大臣が認定していること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細
目告示第四十一条第一項第九号に定める 値の十分の九を
超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについ
て国土交通大臣が認定していること。

4| 法附則第十二条の二の二第二項第三号に規定する総務省令で定める動
力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

5| 法附則第十二条の二の二第二項第三号に規定する自動車排出ガスの排
出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る
自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載され
ている自動車とする。

6| 法附則第十二条の二の二第二項第三号に規定する動力源として用いる
電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるも
のは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブ

リッド自動車であることが記載されている自動車とする。

8| 法附則第十二条の二第二項第四号イ に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条から附則第四条の六の三までに おいて「燃費評価実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第十四項及び次条において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百三十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二

リッド自動車であることが記載されている自動車とする。

7| 法附則第十二条の二の二第二項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条及び附則第四条の六 に おいて「実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（次条において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二

年度燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

9| 法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号ロ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

10| 法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第八項の基準とする。

11| 法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第十五条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）に定める基準エネルギー消費効率

年度燃費基準二十パーセント向上達成車

であることが記載されていること。

8| 法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第八項の基準とする。

9| 法附則第十二条の二第二項第四号イ(3)に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十五条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）に定める基準エネルギー消費効率

12| 法附則第十二条の二第二項第四号ロ に規定する車両総重量が二・

五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び次条において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十五以上であること及び当該自動

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）に定める基準エネルギー消費効率

10| 法附則第十二条の二第二項第四号ロに規定する車両総重量が二・

五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)に掲げる自動車については同表の(2)に掲げる値、同表の(3)に掲げる自動車については同表の(3)に掲げる値、同表の(4)に掲げる自動車については同表の(4)に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領 第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び次条において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十五以上であること及び当該自動

車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準三十五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

13 法附則第十二条の二第二項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が

平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

14 法附則第十二条の二第二項第五号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準三十五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

11 法附則第十二条の二第二項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

ること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。次条において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(2)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。次条において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

15 法附則第十二条の二第二項第五号イ(1)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号ロ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

16 法附則第十二条の二第二項第五号イ(2)に規定する平成十七年十月一日

以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

17| 法附則第十二条の二第二項第六号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第七号ロの基準とする。

18| 法附則第十二条の二第二項第六号イに規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第七号イの基準とする。

19| 法附則第十二条の二第二項第六号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準（同号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。次条において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

20| 法附則第十二条の二第二項第六号ハに規定する車両総重量が三・五ト

12| 法附則第十二条の二の二第二項第五号イに規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第七号イの基準とする。

13| 法附則第十二条の二の二第二項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 略

14| 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハに規定する車両総重量が七・

ンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準（同号ハ(1)(i)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。次条において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

21 法附則第十二条の二第二項第六号ハ(1)(i)に規定する平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

15 法附則第十二条の二第二項第五号ハ(1)に規定する平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

16 法附則第十二条の二第二項第五号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当

22| 法附則第十二条の二第二項第六号ハ(1)(ii) に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号の基準とする。

（法附則第十二条の二の二第二項のガソリン自動車等）
第四条の五

①| 法附則第十二条の二の二第二項 に規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一| 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ| 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

17| 法附則第十二条の二の二第二項第五号ニ(1)に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号の基準とする。

（法附則第十二条の二の三第二項第一号イのガソリン自動車等）
第四条の五 法附則第十二条の二の三第二項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一| 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二| 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

2| 法附則第十二条の二の三第二項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一| 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)に掲げる自動車については同表の(2)に掲げる値、同表の(3)に掲げる自動車については同表の(3)に掲げる値、同表の(4)に掲げる自動車について

の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

2 法附則第十二条の二の二第三項第一号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ては同表の(4)に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 略

3 法附則第十二条の二の三第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二略

3| 法附則第十二条の二の二第三項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

4| 法附則第十二条の二の二第三項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

4| 法附則第十二条の二の三第二項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二略

5| 法附則第十二条の二の三第二項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件

に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3) に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二略

- 5| 法附則第十二条の二の二第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

- 6| 法附則第十二条の二の二第三項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。
- 一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
 - 二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること
- と及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二略

- 6| 法附則第十二条の二の三第二項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

- 7| 法附則第十二条の二の三第二項第二号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。
- 8| 法附則第十二条の二の三第二項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
- 一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特

7| 法附則第十二条の二の二第四項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百二十以上百三十未満である

定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

9| 法附則第十二条の二の三第二項第二号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

10| 法附則第十二条の二の三第三項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満 である

こと及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年
度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されているこ
と。

8 法附則第十二条の二の二第四項第一号ロに規定する車両総重量が二・
五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる
要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す
ること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物
の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)まで
に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の
二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたも
のであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物
の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)まで
に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の
四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたも
のであること。

二 略

9 法附則第十二条の二の二第四項第二号に規定する乗用車で総務省令で
定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す
ること。

こと及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年
度燃費基準達成車 であることが記載されているこ
と。

11 法附則第十二条の二の三第三項第一号ロに規定する車両総重量が二・
五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる
要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)
に掲げる自動車については同表の(2)に掲げる値、同表の(3)に掲げる自
動車については同表の(3)に掲げる値、同表の(4)に掲げる自動車につい
ては同表の(4)に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、か
つ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定
していること。

二 略

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百二十以上百三十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

10 法附則第十二条の二の二第五項第一号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化

12 法附則第十二条の二の三第三項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

11 法附則第十二条の二の二第五項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

12 法附則第十二条の二の二第五項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年轻油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の

二略

13 法附則第十二条の二の三第三項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二略

14 法附則第十二条の二の三第三項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3) に該当する自動車とする。
に掲げる値の十分の

九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

13 法附則第十二条の二の二第五項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

14 法附則第十二条の二の二第五項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

15 法附則第十二条の二の二第六項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 略

15 法附則第十二条の二の三第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

16 法附則第十二条の二の三第三項第二号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

17 法附則第十二条の二の三第三項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

16 法附則第十二条の二の二第六項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

18 法附則第十二条の二の三第三項第二号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

17) 法附則第十二条の二の二第六項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

19) 法附則第十二条の二の三第四項第一号イに規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(1)に掲げる自動車については同表の(1)に掲げる値、同表の(2)に掲げる自動車については同表の(2)に掲げる値、同表の(3)に掲げる自動車については同表の(3)に掲げる値、同表の(4)に掲げる自動車については同表の(4)に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二

18| 法附則第十二条の二の二第七項第一号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

19| 法附則第十二条の二の二第七項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号ロの表の(3)の窒素酸化

十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

20| 法附則第十二条の二の三第四項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(3)に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 略

21| 法附則第十二条の二の三第四項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(3)に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

20 法附則第十二条の二の二第七項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

21 法附則第十二条の二の二第七項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

22 法附則第十二条の二の二第七項第二号ハに規定する車両総重量が三・

二略

22 法附則第十二条の二の三第四項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3) に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二略

23 法附則第十二条の二の三第四項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

24 法附則第十二条の二の三第四項第二号ハに規定する車両総重量が七・

五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

23 法附則第十二条の二の二第八項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

25 法附則第十二条の二の三第四項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準達成車、平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

24 法附則第十二条の二の二第八項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車

であることが記載されていること。

26 法附則第十二条の二の三第四項第二号ホに規定する車両総重量が三・七トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車(当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

25 法附則第十二条の二の二第八項第二号に規定する乗用車

、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
で総務省令で定めるものは

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百 以上百十未満であること
及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準達成車 であることが記載されていること。

(法附則第十二条の二の四第一項第五号の平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法等)

第四条の六 法附則第十二条の二の四第一項第五号に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー

27 法附則第十二条の二の三第五項 に規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるものは

、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)に掲げる自動車については同表の(1)に掲げる値、同表の(2)に掲げる自動車については同表の(2)に掲げる値、同表の(3)に掲げる自動車については同表の(3)に掲げる値、同表の(4)に掲げる自動車については同表の(4)に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること
及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

(法附則第十二条の二の五第一項第五号の平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法等)

第四条の六 法附則第十二条の二の五第一項第五号に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー

消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法（以下この条において「JCO八モード法」という。）とする。

2 法附則第十二条の二の四第一項第五号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

3 法附則第十二条の二の四第一項第五号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものである。

一七〇。

二 燃費評価実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値（以下この条において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJCO八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率（法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準九十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法（以下この条において「JCO八モード法」という。）とする。

2 法附則第十二条の二の五第一項第五号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

3 法附則第十二条の二の五第一項第五号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領 第三条に規定する十・十五モード燃費値（以下この条において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJCO八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率（法附則第十二条の二第二項第四号イ(3)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準八十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4 法附則第十二条の二の四第一項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

5 法附則第十二条の二の四第二項第二号に規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該

4 法附則第十二条の二の五第一項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)に掲げる自動車については同表の(2)に掲げる値、同表の(3)に掲げる自動車については同表の(3)に掲げる値、同表の(4)に掲げる自動車については同表の(4)に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 略

5 法附則第十二条の二の五第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJCO八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準六十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

6 法附則第十二条の二の五第二項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該

当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

6 法附則第十二条の二の四第三項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準八十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

7 法附則第十二条の二の四第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)

当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)に掲げる自動車については同表の(2)に掲げる値、同表の(3)に掲げる自動車については同表の(3)に掲げる値、同表の(4)に掲げる自動車については同表の(4)に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 略

7 法附則第十二条の二の五第三項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

8 法附則第十二条の二の五第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)

から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

8 法附則第十二条の二の四第四項第二号イに規定する乗用車

で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準六十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

9 法附則第十二条の二の四第四項第二号ロに規定する

車両総

に掲げる自動車については同表の(2)に掲げる値、同表の(3)に掲げる自動車については同表の(3)に掲げる値、同表の(4)に掲げる自動車については同表の(4)に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 略

9 法附則第十二条の二の五第四項第二号 に規定する乗用車又は車両総

重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)に掲げる自動車については同表の(1)に掲げる値、同表の(2)に掲げる自動車については同表の(2)に掲げる値、同表の(3)に掲げる自動車については同表の(3)に掲げる値、同表の(4)に掲げる自動車については同表の(4)に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車であることが記載されていること。

10 法附則第十二条の二の五第五項第二号 に規定する乗用車又は車両総

車両総

重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJCO八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車であることが記載されていること。

10) 法附則第十二条の二の四第五項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJCO八モード法により当該自動車のエネルギー

重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)に掲げる自動車については同表の(1)に掲げる値、同表の(2)に掲げる自動車については同表の(2)に掲げる値、同表の(3)に掲げる自動車については同表の(3)に掲げる値、同表の(4)に掲げる自動車については同表の(4)に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJCO八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十二パーセント向上達成車であることが記載されていること。

消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車であることが記載されていること。

11 法附則第十二条の二の四第五項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJCO八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十二パーセント向上達成車であることが記載されていること。

(法附則第十二条の二の四第六項の路線バス等)

第四条の六の二 法附則第十二条の二の四第六項に規定する乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がない路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がノンステップバスであることが記載されているものとする。

(法附則第十二条の二の五第六項の路線バス等)

第四条の六の二 法附則第十二条の二の五第六項に規定する乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がない路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がノンステップバスであることが記載されているものとする。

2 法附則第十二条の二の四第六項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。第四項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準とする。

3 法附則第十二条の二の四第七項に規定する車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備える路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がリフト付きバスであることが記載されているものとする。

4 法附則第十二条の二の四第七項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項の基準、同令第三十八条第二項の基準及び同令第四十二条の基準とする。

5 法附則第十二条の二の四第八項に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させる乗用車であつて総務省令で定めるものは、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号）第四条第一項の認定を受けたものとして、当該乗用車に係る自動車検査証に当該乗用車が認定ユニバーサルデザインタクシーであることが記載されているものとする。

6 法附則第十二条の二の四第八項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第四

2 法附則第十二条の二の五第六項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。第四項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準とする。

3 法附則第十二条の二の五第七項に規定する車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備える路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がリフト付きバスであることが記載されているものとする。

4 法附則第十二条の二の五第七項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項の基準、同令第三十八条第二項の基準及び同令第四十二条の基準とする。

5 法附則第十二条の二の五第八項に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させる乗用車であつて総務省令で定めるものは、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号）第四条第一項の認定を受けたものとして、当該乗用車に係る自動車検査証に当該乗用車が認定ユニバーサルデザインタクシーであることが記載されているものとする。

6 法附則第十二条の二の五第八項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第四

十五条第一項の基準とする。

7 法附則第十二条の二の四第九項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車 が車両安定性制御装置（同項に規定する車両安定性制御装置をいう。以下この条において同じ。）及び衝突被害軽減制御装置（同項に規定する衝突被害軽減制御装置をいう。第十三項及び第十四項において同じ。）を搭載した車両であることが記載されているものとする。

8 法附則第十二条の二の四第九項第一号に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

9 法附則第十二条の二の四第九項第一号に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

10 法附則第十二条の二の四第九項第一号に規定する車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。

11 法附則第十二条の二の四第九項第一号に規定する衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第七項及び第九十三条第八項の基準とする。

12 法附則第十二条の二の四第九項第二号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重が記載されているものとする。

十五条第一項の基準とする。

7 法附則第十二条の二の五第九項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車 が車両安定性制御装置（同項に規定する車両安定性制御装置をいう。以下この条において同じ。）及び衝突被害軽減制動制御装置（同項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。第十三項及び第十四項において同じ。）を搭載した車両であることが記載されているものとする。

8 法附則第十二条の二の五第九項第一号に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

9 法附則第十二条の二の五第九項第一号に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

10 法附則第十二条の二の五第九項第一号に規定する車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。

11 法附則第十二条の二の五第九項第一号に規定する衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第七項及び第九十三条第八項の基準とする。

12 法附則第十二条の二の五第九項第二号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重が記載されているものとする。

13 法附則第十二条の二の四第十項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が生産された年月日及び衝突被害軽減ブレーキ制御装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

14 法附則第十二条の二の四第十一項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が生産された年月日及び衝突被害軽減ブレーキ制御装置のいずれかを搭載した車両であることが記載されているものとする。

15 法附則第十二条の二の四第十二項に規定する車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第六十七条の二及び第四百四十五条の二の基準とする。

16 法附則第十二条の二の四第十二項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が生産された年月日及び衝突被害軽減ブレーキ制御装置のいずれかを搭載した車両であることが記載されているものとする。

17 法附則第十二条の二の四第十三項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 法附則第十二条の二の四第一項から第五項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第一項第一号から第三号まで又は第七号に掲げる場合にあつては、八からへまでに掲げる事項を除く。）

イ 法附則第十二条の二の四第一項から第五項までの規定の適用を受けようとする旨

13 法附則第十二条の二の五第十項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が生産された年月日及び衝突被害軽減ブレーキ制御装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

14 法附則第十二条の二の五第十一項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が生産された年月日及び衝突被害軽減ブレーキ制御装置のいずれかを搭載した車両であることが記載されているものとする。

15 法附則第十二条の二の五第十二項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 法附則第十二条の二の五第一項から第五項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第一項第一号から第三号まで又は第六号に掲げる場合にあつては、八からへまでに掲げる事項を除く。）

イ 法附則第十二条の二の五第一項から第五項までの規定の適用を受けようとする旨

ロくホ 略

へ エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十五条第八号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量、変速装置の方式及び構造

二 法附則第十二条の二の四第六項から第八項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項

イ 法附則第十二条の二の四第六項から第八項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ及びハ 略

三 法附則第十二条の二の四第九項から第十二項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第九項第二号及び第三号、第十項第一号及び第二号並びに第十一項第三号及び第四号に掲げる自動車にあつては、二に掲げる事項を除く。）

イ 法附則第十二条の二の四第九項から第十二項までの規定の適用を受けようとする旨

ロくニ 略

18 前項第一号ハからホまで（法附則第十二条の二の四第一項から第五項までの規定の適用を受けようとする自動車エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十五条第一号の乗用自動車である場合にあつては、前項第一号ハからホまで）、前項第二号ハ又は同項第三号ハ及び二に掲げる事項は、当該自動車に係る法第二百二十二条第一項若しくは第二百二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合

ロくホ 略

へ エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量、変速装置の方式及び構造

二 法附則第十二条の二の五第六項から第八項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項

イ 法附則第十二条の二の五第六項から第八項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ及びハ 略

三 法附則第十二条の二の五第九項から第十一項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第九項第二号から第四号まで、第十項及び第十一項第三号から第五号までに掲げる自動車にあつては、二に掲げる事項を除く。）

イ 法附則第十二条の二の五第九項から第十一項までの規定の適用を受けようとする旨

ロくニ 略

16 前項第一号ハからホまで（法附則第十二条の二の五第一項から第五項までの規定の適用を受けようとする自動車エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車である場合にあつては、前項第一号ハからホまで）、前項第二号ハ又は同項第三号ハ及び二に掲げる事項は、当該自動車に係る法第二百二十二条第一項若しくは第二百二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合

に限り、前項の規定にかかわらず、記載を省略することができる。

(法附則第十二条の二の五第一項の認定又は評価)

第四条の六の三 法附則第十二条の二の五第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第四条の七 略

2511 略

12 法附則第十二条の二の七第五項又は第六項の規定の適用がある場合における前項において準用する第八条の三十九の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	八	八
	当該報告対象期間内 に行つた当該免税軽油 使用者証に係る報告対 象免税軽油の使用に關 する事実及びその数量 (その事実がない場合 には、その旨)	当該報告対象期間内 に行つた当該免税軽油 使用者証に係る報告対 象免税軽油の使用に關 する事実及びその数量 (その事実がない場合 には、その旨)

に限り、前項の規定にかかわらず、記載を省略することができる。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第四条の七 略

2511 略

12 法附則第十二条の二の七第五項の規定の適用がある場合における前項において準用する第八条の三十九の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	八	八
	当該報告対象期間内 に行つた当該免税軽油 使用者証に係る報告対 象免税軽油の使用に關 する事実及びその数量 (その事実がない場合 には、その旨)	当該報告対象期間内 に行つた当該免税軽油 使用者証に係る報告対 象免税軽油の使用に關 する事実及びその数量 (その事実がない場合 には、その旨)

13 略	略	第二項	
		第十六号の三十様式	第十二条の二の七第五項又は第六項に規定する譲渡に関する事実及びその数量
		一 報告対象免税軽油の引取りを行った日及びその数量並びに当該報告対象免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類	一 報告対象免税軽油の引取りを行った日及びその数量並びに当該報告対象免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類 一の二 法附則第十二条の二の七第六項に規定する譲渡を行った数量及び譲渡先の名称を証するに足りる書類

(法附則第十二条の三第三項第二号の基準等)
 第五条の二 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては

13 略	略	第二項	
		第十六号の三十様式	第十二条の二の七第五項に規定する譲渡に関する事実及びその数量
		一 報告対象免税軽油の引取りを行った日及びその数量並びに当該報告対象免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類	一 報告対象免税軽油の引取りを行った日及びその数量並びに当該報告対象免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類 一の二 法附則第十二条の二の七第五項に規定する譲渡を行った数量及び譲渡先の名称を証するに足りる書類

(法附則第十二条の三第三項第二号の基準等)
 第五条の二 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては

、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が三・五トン以下の自動車道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第百三十三項の基準

二 略

- 2 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

- 一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び次条において「低排出ガス車認定」という。）を受けたものであること。

- 二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細

、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次号及び次項において同じ。）が三・五トン以下の自動車道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第百三十三項の基準

二 略

- 2 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

- 一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)に掲げる自動車については同表の(1)に掲げる値、同表の(2)に掲げる自動車については同表の(2)に掲げる値、同表の(3)に掲げる自動車については同表の(3)に掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

- 二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細

目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものである

こと。

3 略

4 法附則第十二条の三第三項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率率（同法第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十五条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十五条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

5 略

6 法附則第十二条の三第三項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（第八項第一号

目告示第四十一条第一項第九号に定める 値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

3 略

4 法附則第十二条の三第三項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率率（同法第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

5 略

6 法附則第十二条の三第三項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（第八項第一号

及び次条において「燃費評価実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証に平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

7 略

8 法附則第十二条の三第四項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベルが百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分

において「実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル

が百十以上で

ある自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証に平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

7 略

8 法附則第十二条の三第四項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領 第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベルが百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分

の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

9| 法附則第十二条の三第五項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第十一号口の基準とする。

10| 法附則第十二条の三第五項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一| 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二| 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

11| 法附則第十二条の三第五項第四号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一| 細目告示第四十一条第三号口の表の(1)に掲げる自動車 同表の(1)窒素酸化物の欄に掲げる値

の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

- 二 細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(2)に掲げる自動車の(2)窒素酸化物の欄に掲げる値
- 三 細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)に掲げる自動車の(3)窒素酸化物の欄に掲げる値

12) 法附則第十二条の三第五項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

- 二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

13) 法附則第十二条の三第五項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準四

十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

- 二 窒素酸化物の排出量が第五項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

14 法附則第十二条の三第五項第五号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号口の基準とする。

15 法附則第十二条の三第六項に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

- 二 窒素酸化物の排出量が第十一項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

16 法附則第十二条の三第六項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七

年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

(法附則第十二条の四第一項の認定又は評価)

第五条の二の二 法附則第十二条の四第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略
2 28 略

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略
2 28 略
29 法附則第十五条第十一項に規定する電気を動力源とする自動車は、電気を動力源とする自動車であるが、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するものの以外のものである。

29及び30略

31 法附則第十五条第十一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費、二酸化炭素排出抑制対策事業費又は燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費に係る補助とする。

32
34 略

35 法附則第十五条第十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち土木構造物の耐久性の確保に資する補強若しくは改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業若しくはインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

36 略

37 法附則第十五条第十五項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一 略

二 前号に掲げる車両以外の車両（同号に掲げる車両と連結して事業の用に供されるものに限る。）で、法附則第十五条第十五項に規定する高齢者、障害者等が当該車両の客室に特定乗降口から貫通路を通じて容易に至ることができる構造であるもの

38 政令附則第十一条第十六項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 既に事業の用に供されていた車両（以下この号において「既存車両

30及び31略

32
34 略

35 法附則第十五条第十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち土木構造物の耐久性の確保に資する補強若しくは改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

36 略

37 法附則第十五条第十五項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一 略

二 前号に掲げる車両以外の車両（同号に掲げる車両と連結して事業の用に供されるものに限る。）で、高齢者、身体障害者等が当該車両の客室に特定乗降口から貫通路を通じて容易に至ることができる構造であるもの

38 政令附則第十一条第十六項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 既に事業の用に供されていた車両（以下この号において「既存車両

「という。」を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い、当該既存車両に代えて当該事業の用に供される車両（次号において「代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該車両の制御方式が一次周波数制御方式（サイリスターにより制御される方式を除く。）の導入により既存車両の制御方式に比べて改良され、かつ電力回生ブレーキを有すること。

ロ 略

二 代替車両以外の車両であつて、新たな営業路線の開業又は列車の編成を構成する車両の増加に伴い、新たに事業の用に供されるもの（専ら観光の用に供するものを除く。）のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該車両の制御方式が一次周波数制御方式（サイリスターにより制御される方式を除く。）であり、かつ電力回生ブレーキを有すること。

ロ 略

三 略

39 略

40 政令附則第十一条第十八項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 及び二 略

三 税関の支署及び出張所、地方入国管理局及びその支局並びにこれらの出張所、検疫機関、総合通信局の出張所、警察機関、国土交通省設置法第三十二条第一項に規定する地方整備局の事務所のうち港湾空港

「という。」を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い、当該既存車両に代えて当該事業の用に供される車両（次号において「代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該車両の制御方式が一次周波数制御方式の導入により既存車両の制御方式に比べて改良され、かつ電力回生ブレーキを有すること。

ロ 略

二 代替車両以外の車両であつて、新たな営業路線の開業又は列車の編成を構成する車両の増加に伴い、新たに事業の用に供されるもの（専ら観光の用に供するものを除く。）のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該車両の制御方式が一次周波数制御方式であり、かつ電力回生ブレーキを有すること。

ロ 略

三 略

39 略

40 政令附則第十一条第十八項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 及び二 略

三 税関の支署及び出張所、地方入局管理局及びその支局並びにこれらの出張所、検疫機関、総合通信局の出張所、警察機関、国土交通省設置法第三十二条第一項に規定する地方整備局の事務所のうち港湾空港

工事事務所及び空港工事事務所、海上保安庁法第十三条に規定する管
区海上保安本部の事務所のうち航空基地並びに地方航空局並びにその
事務所のうち空港事務所及び空港出張所の用に供する家屋及び償却資
産

41
46 略

47 法附則第十五条第二十四項に規定する政府の補助で総務省令で定める
ものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち鉄道軌道安全輸送設
備等整備事業又はインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助と
する。

48
及び49 略

50 政令附則第十一条第二十八項に規定する総務省令で定める要件は、次
の各号の全てに該当することとする。

一 三 略

51 政令附則第十一条第二十九項に規定する総務省令で定める要件は、係
留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面
の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万
平方メートル以上であることとする。

工事事務所及び空港工事事務所、海上保安庁法第十三条に規定する管
区海上保安本部の事務所のうち航空基地並びに地方航空局並びにその
事務所のうち空港事務所及び空港出張所の用に供する家屋及び償却資
産

41
46 略

47 法附則第十五条第二十四項に規定する政府の補助で総務省令で定める
ものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち鉄道軌道安全輸送設
備等整備事業
に係る補助と
する。

48
及び49 略

50 法附則第十五条第二十七項に規定する基準適合表示で総務省令で定め
るものは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平
成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第十六条第一項第
二号に規定する表示（同令様式第八の二の備考（一）に規定する主務大
臣が告示で定める年として「二〇一四年」が表示されたものに限る。）
とする。

51 政令附則第十一条第二十九項に規定する総務省令で定める要件は、次
の各号の全てに該当することとする。

一 三 略

52 政令附則第十一条第三十項に規定する総務省令で定める要件は、係
留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面
の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万
平方メートル以上であることとする。

- 52] 法附則第十五条第二十七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。
- 53] 政令附則第十一条第三十項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。
- 一 三 略
- 54] 政令附則第十一条第三十一項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。
- 一 三 略
- 55] 政令附則第十一条第三十二項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。
- 56] 政令附則第十一条第三十三項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第三十二項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。
- 57] 法附則第十五条第三十二項第一号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電
- 53] 法附則第十五条第二十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。
- 54] 政令附則第十一条第三十一項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。
- 一 三 略
- 55] 政令附則第十一条第三十二項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。
- 一 三 略
- 56] 政令附則第十一条第三十三項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。
- 57] 政令附則第十一条第三十四項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第三十三項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。
- 58] 法附則第十五条第三十三項第一号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電

装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

58| 法附則第十五条第三十二項第二号ハに規定するバイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、当該発電設備の出力が二万キロワット未満のものとする。

59| 法附則第十五条第三十三項に規定する機械類で総務省令で定めるものは、熱電併給型動力発生装置（エンジン（希薄燃焼方式又はダブル酸素センサー付三元触媒方式のものに限る。以下この項において同じ。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。以下この項において同じ。）及びこれらに直結する発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのものうち、発電効率及び廃熱回収効率の合計値が七十二パーセント以上となる場合のこれらのもの

に限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ又は配管を含む。）

であつて、次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、第一号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一及び二 略

三 当該熱電併給型動力発生装置一基の発電出力が十キロワット以上のものであること。

装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

59| 法附則第十五条第三十三項第二号ハに規定するバイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、当該発電設備の出力が二万キロワット未満のものとする。

60| 法附則第十五条第三十四項に規定する機械類で総務省令で定めるものは、熱電併給型動力発生装置（エンジン（希薄燃焼方式又はダブル酸素センサー付三元触媒方式のものに限る。以下この項において同じ。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。以下この項において同じ。）及びこれらに直結する発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのものうち、発電効率及び廃熱回収効率の合計値が七十二パーセント以上となる場合のこれらのもの（発電出力が十キロワット未満のものにあつては、当該合計値が八十パーセント以上となる場合のこれらのものとする。）に限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ又は配管を含む。）

であつて、次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、第一号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一及び二 略

60 法附則第十五条第三十四項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条に規定する特定鉄道等施設に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする。

61 法附則第十五条第三十四項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、停車場建物附属設備、停車場設備、橋りょう、高架橋又はトンネルのうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたものとする。

62 法附則第十五条第三十五項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

63 法附則第十五条第三十六項に規定する災害時における放送法第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送による同法第八十条の放送の確実な実施に著しく資するものとして総務省令で定めるものは、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条の二第一項の規定により同法第八十条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送設備等整備計画（同令第八十六条の二第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）又は同令第一百一条の二第一項の規定により同法第八十条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送局設備整備計画（同令第一百一条の二第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）に記載されたもの（電源設備にあつては、

61 法附則第十五条第三十五項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条に規定する特定鉄道等施設に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする。

62 法附則第十五条第三十五項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、停車場建物附属設備、停車場設備、橋りょう、高架橋又はトンネルのうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたものとする。

63 法附則第十五条第三十七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

64 法附則第十五条第三十八項に規定する災害時における放送法第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送による同法第八十条の放送の確実な実施に著しく資するものとして総務省令で定めるものは、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条の二第一項の規定により同法第八十条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送設備等整備計画（同令第八十六条の二第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）又は同令第一百一条の二第一項の規定により同法第八十条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送局設備整備計画（同令第一百一条の二第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）に記載されたもの（電源設備にあつては、

可搬型のものを除く。)とする。

64 法附則第十五条第三十七項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。

65 法附則第十五条第三十八項に規定する医療に関する研究開発を実施する事業であつて、基礎的なものその他の収益性の低いものとして総務省令で定めるものは、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二条第二項に規定する特定事業で国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）第一条第二号に掲げる事業（同号イに掲げるものにあつては、製造に係るものを除く。）であつて、科学技術基本法（平成七年法律第三十号）第九条第二項第一号に規定する研究開発

可搬型のものを除く。)とする。

65 法附則第十五条第三十九項に規定する地下街等における洪水時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。

66 法附則第十五条第四十項に規定する総務省令で定める機器は、次に掲げる機器とする。

一 冷蔵陳列棚又は冷凍陳列棚（陳列棚（品温を摂氏十度以下に保つ機構を有するものに限る。）及び専用の冷蔵機若しくは冷凍機（定格出力が一・五キロワット以上のものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのもの又は当該冷蔵機若しくは冷凍機を内蔵した当該陳列棚に限るものとし、これらと同時に設置する専用の冷却塔、ポンプ又は配管を含む。）

二 倉庫用冷蔵装置又は冷凍装置（倉庫内の温度を摂氏十度以下に保つ冷蔵又は冷凍能力を有する冷蔵装置又は冷凍装置に限るものとし、これらと同時に設置する専用の送風装置を含む。）

67 法附則第十五条第四十一項に規定する医療に関する研究開発を実施する事業であつて、基礎的なものその他の収益性の低いものとして総務省令で定めるものは、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二条第二項に規定する特定事業で国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）第一条第二号に掲げる事業（同号イに掲げるものにあつては、製造に係るものを除く。）であつて、科学技術基本法（平成七年法律第三十号）第九条第二項第一号に規定する研究開発

のうち基礎研究又は応用研究（収益を生ずるまでに長期間を要するものに
限る。）に該当するものとして国家戦略特別区域法第十一条第一項に
規定する認定区域計画に記載されたものとする。

66| 法附則第十五条第三十八項に規定する総務省令で定める計画は、同項
に規定する実施主体の国家戦略特別区域法施行規則第三条第四項の規定
による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施
計画（同条第五項において準用する同条第四項の規定による変更の確認
があつた場合には、その変更後のもの）とする。

67| 政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定めるところによ
り計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置並びに器具及び
備品（以下この項において「機械装置等」という。）の区分に応じ、当
該各号に定める金額とする。

一及び二 略

68| 政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定めるものは、専
ら研究開発に関する事業の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関
する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第六の上欄に掲げる器具
及び備品（同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

69| 政令附則第十一条第三十七項に規定する都市の居住者の利便の向上に
資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利
用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く
。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつ
き国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二 略

のうち基礎研究又は応用研究（収益を生ずるまでに長期間を要するもの
に限る。）に該当するものとして国家戦略特別区域法第十一条第一項に
規定する認定区域計画に記載されたものとする。

68| 法附則第十五条第四十一項に規定する総務省令で定める計画は、同項
に規定する実施主体の国家戦略特別区域法施行規則第三条第四項の規定
による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施
計画（同条第五項において準用する同条第四項の規定による変更の確認
があつた場合には、その変更後のもの）とする。

69| 政令附則第十一条第三十七項に規定する総務省令で定めるところによ
り計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置並びに器具及び
備品（以下この項において「機械装置等」という。）の区分に応じ、当
該各号に定める金額とする。

一及び二 略

70| 政令附則第十一条第三十七項に規定する総務省令で定めるものは、専
ら研究開発に関する事業の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関
する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第六の上欄に掲げる器具
及び備品（同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

71| 政令附則第十一条第三十八項に規定する都市の居住者の利便の向上に
資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利
用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く
。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつ
き国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二 略

70| 政令附則第十一条第四十項第七号に規定する総務省令で定める道路は、次の各号に掲げるものとする。

一及び二 略

71| 法附則第十五条第四十一項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一 政令附則第十一条第三十九項第一号に規定する一般送配電事業者	管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置及び電話ケーブル
二 政令附則第十一条第三十九項第二号に規定する電気通信事業者	市内線路設備、市外線路設備及びこれらを收容し、又は保護するための土木設備
三 政令附則第十一条第三十九項第三号に規定する事業者	ケーブル、中継増幅器、分岐器、分配器、電源供給器及びこれらを收容し、又は保護するための設備

72| 法附則第十五条第四十二項に規定する農地中間管理権を取得した土地で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する全ての農地（当該者が利用する十アール未満のものを除く。）について、当該農地中間管理権が新たに設定されるものとする。

73| 政令附則第十一条第四十一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した固定資産 次に掲げる金額の合計額

72| 政令附則第十一条第四十一項第七号に規定する総務省令で定める道路は、次の各号に掲げるものとする。

一及び二 略

73| 法附則第十五条第四十四項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一 政令附則第十一条第四十項第一号に規定する一般送配電事業者	管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置及び電話ケーブル
二 政令附則第十一条第四十項第二号に規定する電気通信事業者	市内線路設備、市外線路設備及びこれらを收容し、又は保護するための土木設備
三 政令附則第十一条第四十項第三号に規定する事業者	ケーブル、中継増幅器、分岐器、分配器、電源供給器及びこれらを收容し、又は保護するための設備

74| 法附則第十五条第四十五項に規定する農地中間管理権を取得した土地で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する全ての農地（当該者が利用する十アール未満のものを除く。）について、当該農地中間管理権が新たに設定されるものとする。

75| 政令附則第十一条第四十二項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した機械及び装置 次に掲げる金額の合計額

イ 当該固定資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該固定資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した固定資産 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時ににおける当該固定資産の取得のために通常要する価額

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

74 政令附則第十一条第四十一項第一号に規定する機械及び装置で総務省令で定めるものは、同号に規定する機械及び装置（以下この項において「機械及び装置」という。）のうち次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる機械及び装置が販売されていない場合には、第一号に定める要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 当該機械及び装置の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する機械及び装置を型式その他の事項により区分した場合の各区分（以下この項から第七十六項までにおいて「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（以下この項から第七十六項までにおいて「販売開始日」という。）が、当該機械及び装置が新たに取得された日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

二 略

75 政令附則第十一条第四十一項第二号に規定する工具で総務省令で定め

イ 当該機械及び装置の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該機械及び装置の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該機械及び装置を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した機械及び装置 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時ににおける当該機械及び装置の取得のために通常要する価額

ロ 当該機械及び装置を事業の用に供するために直接要した費用の額

76 政令附則第十一条第四十二項に規定する機械及び装置で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる機械及び装置が販売されていない場合にあっては、第一号に定める要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 当該機械及び装置の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する機械及び装置を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該機械及び装置が新たに取得された日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

二 略

るものは、同号に規定する工具（以下この項において「工具」という。）のうち次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる工具が販売されていない場合には、第一号及び第三号に定める要件に限る。）のいずれにも該当する測定工具又は検査工具とする。

一 当該工具の属する型式区分に係る販売開始日が、当該工具が新たに取得された日の五年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

二 当該工具について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該工具の製造業者が製造した当該工具と同一の種別に属する工具の型式区分に限る。）に属する工具と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

三 総務大臣が指定する業種のみに属する事業の用に供する工具でないこと。

76| 政令附則第十一条第四十一項第三号に規定する器具及び備品で総務省

令で定めるもの並びに同項第四号に規定する建物附属設備で総務省令で定めるものは、これらの号に規定する器具及び備品並びに建物附属設備

（以下この項において「器具備品等」という。）のうち次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる器具備品等が販売されていない場合には、

第一号及び第三号に定める要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 次の表の上欄に掲げる器具備品等であつて、当該器具備品等の区分

ごとに同表の下欄に掲げる当該器具備品等の属する型式区分に係る販売が開始された時期に係る要件に該当すること。

器具及び備品	当該器具及び備品の属する型式区分に係る販売開始日が、当該器具及び備品が新たに取得された日の六年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。
建物附属設備	当該建物附属設備の属する型式区分に係る販売開始日が、当該建物附属設備が新たに取得された日の十四年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

- 二 当該器具備品等について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該器具備品等の製造業者が製造した当該器具備品等と同一の種別に属する器具備品等の型式区分に限る。）に属する器具備品等と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。
- 三 総務大臣が指定する業種のみに属する事業の用に供する器具備品等でないこと。

77 法附則第十五条第四十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型

保育事業の運営費に係る補助とする。

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 第七条の三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二条第四項(同条第十一項において準用する場合を含む。)に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第二十項(同条第二十四項において準用する場合を含む。)に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同条第二十二項に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家、家住宅における高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合及び区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合、同条第二十八項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 第七条の三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二条第四項(同条第十一項において準用する場合を含む。)に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第二十項(同条第二十二項において準用する場合を含む。)に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同条第二十六項

に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準

適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有
部分の床面積に対する割合、同条第三十三項に規定する特定居住用部分
の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合、同条第三
十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有
部分の床面積に対する割合、同条第四十項に規定する特定居住用部分
の床面積の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合、同条第四十
三項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修専有部分
の床面積に対する割合、同条第四十七項に規定する区分所有に係る特定
耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に
供する部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合
及び区分所有に係る特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供す
る部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第五
十項に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅
の床面積に対する割合、同条第五十三項に規定する特定居住用部分の床
面積の当該熱損失防止改修住宅専有部分の床面積に対する割合並びに同
条第五十四項及び第五十五項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家
屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から
人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基
準適合家屋の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋
における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面
積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合の
補正について準用する。ただし、市町村の条例で定めるところによつて
、法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準によつて求めた

適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有
部分の床面積に対する割合、同条第三十一項に規定する特定居住用部分
の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合、同条第三
十四項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有
部分の床面積に対する割合、同条第三十八項に規定する特定居住用部分
の床面積の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合、同条第四十
一項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失改修専有部分
の床面積に対する割合並びに同条第四十二項及び第四十三項

に規定する区分所有に係る耐震基準適合家
屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から
人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基
準適合家屋の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋
における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面
積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合の
補正について準用する。ただし、市町村の条例で定めるところによつて
、法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて求めた

人の居住の用に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分に係る税額の算定について適当と認められる基準により算出した数値に基づいて補正を行うこととした場合においては、当該条例で定める方法によつて補正することを妨げない。

- 2 政令附則第十二条第四項第一号ロ及び第二号、第二十項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロ、第二十二項第一号ロ及び第二号、第二十八項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第三十三項、第三十六項、第四十項、第四十三項、第四十七項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第五十項、第五十三項、第五十四項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハ並びに第五十五項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハに規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

3及び4 略

- 5 政令附則第十二条第二十一項第一号イに規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一〜四 略

- 6 政令附則第十二条第二十一項第一号ロに規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、スマートウェルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

- 7 法附則第十五条の九第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第二十六項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた住宅につ

人の居住の用に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分に係る税額の算定について適当と認められる基準により算出した数値に基づいて補正を行うこととした場合においては、当該条例で定める方法によつて補正することを妨げない。

2及び3 略

- 4 政令附則第十二条第二十一項第一号に規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一〜四 略

- 5 政令附則第十二条第二十一項第二号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、スマートウェルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

- 6 法附則第十五条の九第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第二十四項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた住宅につ

き同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた住宅とする。

8| 政令附則第十二条第二十七項第三号に規定する総務省令で定める部分は、共同住宅等である耐震基準適合住宅の次に掲げる部分とする。

一及び二 略

9| 法附則第十五条の九第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号（

当該書類を提出する者の 個人番号に限る。

次項において同じ。）を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一 略

二 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 政令附則第十二条第三十項第一号に掲げる者 その者の住民票の写し

ロ 政令附則第十二条第三十項第二号に掲げる者 その者の介護保険法第十二条第三項に規定する被保険者証の写し

ハ 政令附則第十二条第三十項第三号に掲げる者 同号に該当する旨を証する書類の写し

三 略

四 政令附則第十二条第三十一項に規定する補助金等の交付、居宅介護住宅改修費の給付又は介護予防住宅改修費の給付を受ける場合には、

き同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた住宅とする。

7| 政令附則第十二条第二十五項第三号に規定する総務省令で定める部分は、共同住宅等である耐震基準適合住宅の次に掲げる部分とする。

一及び二 略

8| 法附則第十五条の九第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。次項において同じ。）を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一 略

二 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 政令附則第十二条第二十八項第一号に掲げる者 その者の住民票の写し

ロ 政令附則第十二条第二十八項第二号に掲げる者 その者の介護保険法第十二条第三項に規定する被保険者証の写し

ハ 政令附則第十二条第二十八項第三号に掲げる者 同号に該当する旨を証する書類の写し

三 略

四 政令附則第十二条第二十九項に規定する補助金等の交付、居宅介護住宅改修費の給付又は介護予防住宅改修費の給付を受ける場合には、

当該補助金等の交付決定、居宅介護住宅改修費の給付決定又は介護予防住宅改修費に係る給付決定を受けたことを確認することができる書類

五 略

10| 法附則第十五条の九第十一项に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一及び二 略

三 政令附則第十二条第三十八項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

四 略

11| 法附則第十五条の九の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十三条に規定する通知書の写し

二 法附則第十五条の九の二第一項に規定する耐震改修が行われた旨及び当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなつた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

三 前二号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

12| 法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規

当該補助金等の交付決定、居宅介護住宅改修費の給付決定又は介護予防住宅改修費に係る給付決定を受けたことを確認することができる書類

五 略

9| 法附則第十五条の九第十一项に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一及び二 略

三 政令附則第十二条第三十六項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

四 略

定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一 法附則第十五条の九の二第六項に規定する納税義務者の住民票の写し

二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十三条に規定する通知書の写し

三 法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事が行われた旨及び法附則第十五条の九の二第四項に規定する住宅又は同条第五項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分が認定長期優良住宅に該当することとなつた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

四 政令附則第十二条第三十八項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができ
る書類

五 前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類
13] 及び 14] 略

15] 法附則第十五条の十第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第二十六項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた家屋につき法附則第十五条の十第一項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。

16] 政令附則第十二条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定の適用につ

10] 及び 11] 略

12] 法附則第十五条の十第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第二十四項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた家屋につき法附則第十五条の十第一項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。

13] 政令附則第十二条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定の適用につ

いて、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句における床面積の算定に
 関しては、同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

政令附則第 十二条第一 項第八号	人の居住の用に供 するために独立的 に区画された家屋 の一部の部分でそ の床面積	併用住宅（その一部を人の居住の 用に供する家屋をいう。以下この 表において同じ。）にあつては、 当該独立的に区画された家屋の一 の部分の床面積のうち人の居住の 用に供する部分の床面積とし、ま た、共同住宅等（政令附則第十二 条第一項第三号に規定する共同住 宅等をいう。以下この表において 同じ。）に共同の用に供される部 分があるときは、その部分の床面 積を、これを共用すべき独立的に 区画された各部分の床面積の割合 により配分して、それぞれの各部 分の床面積に算入する。
政令附則第 十二条第一 項第九号	人の居住の用に供 する専有部分でそ の床面積	併用住宅にあつては、当該専有部 分のうちその人の居住の用に供す る部分の床面積とし、また、区分 所有に係る家屋に共用部分がある ときは、その部分の床面積を、こ れを共用すべき各区分所有者の専

いて、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句における床面積の算定に
 関しては、同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

政令附則第 十二条第一 項第七号	人の居住の用に供 するために独立的 に区画された家屋 の一部の部分でそ の床面積	併用住宅（その一部を人の居住の 用に供する家屋をいう。以下この 表において同じ。）にあつては、 当該独立的に区画された家屋の一 の部分の床面積のうち人の居住の 用に供する部分の床面積とし、ま た、共同住宅等（政令附則第十二 条第一項第三号に規定する共同住 宅等をいう。以下この表において 同じ。）に共同の用に供される部 分があるときは、その部分の床面 積を、これを共用すべき独立的に 区画された各部分の床面積の割合 により配分して、それぞれの各部 分の床面積に算入する。
政令附則第 十二条第一 項第八号	人の居住の用に供 する専有部分でそ の床面積	併用住宅にあつては、当該専有部 分のうちその人の居住の用に供す る部分の床面積とし、また、区分 所有に係る家屋に共用部分がある ときは、その部分の床面積を、こ れを共用すべき各区分所有者の専

政令附則第十二条第一	人の居住の用に供するために独立的に区画された貸家住宅の一部分でその床面積	有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第一	人の居住の用に供する専有部分でその床面積	併用住宅にあつては、当該独立的に区画された貸家住宅（政令附則第十二条第一項第二号に規定する貸家住宅をいう。以下この表において同じ。）の一部分の床面積のうち人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第一	人の居住の用に供する専有部分でその床面積	併用住宅にあつては、当該専有部分のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る貸家住宅に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により

政令附則第十二条第一	人の居住の用に供するために独立的に区画された貸家住宅の一部分でその床面積	有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第一	人の居住の用に供する専有部分でその床面積	併用住宅にあつては、当該専有部分のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る貸家住宅に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により

政令附則第十二条第一項第十四号	サービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供するために独立的に区画されたサービス付き高齢者向け貸家住宅の一部分でその床面積	併用住宅にあつては、当該独立的に区画された政令附則第十二条第一項第三号に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅の一部分の床面積のうち同項第十三号に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第二十一項第二号ロ	貸家の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項及び第二十三項において同じ	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各

		配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。
略		

政令附則第 十二條第二 十八項第一 号ロ	一の独立区画部分 の床面積	政令附則第 十二條第二 十二項第一 号ロ	当該高齢者向け貸 家専用部分の床 面積)の床面積
共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。	政令附則第十二條第一項第十三号 に規定する区分所有に係るサービ ス付き高齢者向け貸家住宅に共用 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各区分 所有者の専有部分の床面積の割合 により配分して、それぞれの各区 分所有者の専有部分の床面積に算 入する。	部分の床面積に算入する。	

政令附則第 十二條第二 十六項第一 号ロ	一の独立区画部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。
-------------------------------	------------------	--	--

	政令附則第十二条第二十八項第二号イ	人の居住の用に供する部分の床面積		政令附則第十二条第二十八項第二号イ	人の居住の用に供する部分の床面積
居住用専有部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	居住専有独立部分の床面積	政令附則第十二条第二十八項第二号ロ	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

	政令附則第十二条第二十六項第二号イ	人の居住の用に供する部分の床面積		政令附則第十二条第二十六項第二号イ	人の居住の用に供する部分の床面積
居住用専有部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	居住専有独立部分の床面積	政令附則第十二条第二十六項第二号ロ	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

		政令附則第十二条第三十六項		政令附則第十二条第三十五項第二号			
高齡者等居住改修 専有部分の床面積		特定居住用部分の 床面積		特定居住用部分の 床面積		居住用専有部分の 床面積	
共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	

		政令附則第十二条第三十四項		政令附則第十二条第十三項第二号			
高齡者等居住改修 専有部分の床面積		特定居住用部分の 床面積		特定居住用部分の 床面積		居住用専有部分の 床面積	
共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	

政令附則第 十二項第二 号	政令附則第 十二條第四 項	政令附則第 十二條第四 項	政令附則第 十二條第四 項	政令附則第 十二條第四 項	政令附則第 十二條第四 項
床面積	特定居住用部分の 床面積	特定居住用部分の 床面積	特定居住用部分の 床面積	特定居住用部分の 床面積	特定居住用部分の 床面積
併用住宅にあつては、その人の居	面積を、これを共用すべき各高齢者等居住改修専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

政令附則第 十二條第四 項	政令附則第 十二條第四 項	政令附則第 十二條第四 項	政令附則第 十二條第四 項	政令附則第 十二條第四 項	政令附則第 十二條第四 項
床面積	特定居住用部分の 床面積	特定居住用部分の 床面積	特定居住用部分の 床面積	特定居住用部分の 床面積	特定居住用部分の 床面積
併用住宅にあつては、その人の居	面積を、これを共用すべき各高齢者等居住改修専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

<p>十二 条第 四 号 十五 項第 一</p>		<p>住の用に供する部分の床面積とする。</p>
<p>政令 附則 第 十二 条第 四 号 十六 項第 三</p>	<p>一の独立区画部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令 附則 第 十二 条第 四 号 十七 項第 一</p>	<p>一の独立区画部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令 附則 第 十二 条第 四 号 十七 項第 二 号イ</p>	<p>人の居住の用に供する部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>居住用専有部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積</p>	

政令附則第	<p style="text-align: center;">政令附則第 第十二条第四 十七項第二 号ロ</p>
特定居住用部分の	<p style="text-align: center;">人の居住の用に供 する部分の床面積</p> <p style="text-align: center;">居住専有独立部分 の床面積</p> <p style="text-align: center;">居住用専有部分の 床面積</p>
共同住宅等に共同の用に供される	<p>面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p> <p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p> <p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p> <p>共同住宅等に共同の用に供される</p>

<p>政令附則第 十二条第五 十四項第一 号ハ</p>		<p>政令附則第 十二条第五 十三項</p>	<p>十二 条第五 十二 項第二 号</p>
<p>一の独立区画部分 の床面積</p>	<p>特定熱損失防止改 修住宅専有部分の 床面積</p>	<p>特定居住用部分の 床面積</p>	<p>床面積</p>
<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 熱損失防止改修住宅専有部分の床 面積の割合により配分して、それ ぞれの各部分の床面積に算入する 。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。</p>	<p>部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。</p>

<p>政令附則第 十二条第四 十二項第一 号ハ</p>			
<p>一の独立区画部分 の床面積</p>			
<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面</p>			

<p>政令附則第 十二條第五 十四項第二 号ロ</p>	<p>居住用専有部分の 床面積</p>	<p>積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第 十二條第五 十四項第二 号ハ</p>	<p>居住用専有部分の 床面積</p>	<p>人の居住の用に供する部分の床面積 共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

<p>政令附則第 十二條第四 十二項第二 号ロ</p>	<p>居住用専有部分の 床面積</p>	<p>積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第 十二條第四 十二項第二 号ハ</p>	<p>居住用専有部分の 床面積</p>	<p>人の居住の用に供する部分の床面積 共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

	<p>政令附則第 十二條第五 十五項第二 号ロ</p>	<p>居住用専有部分の 床面積</p>		<p>政令附則第 十五項第一 号ハ</p>	<p>一の独立区画部分 の床面積</p>		<p>居住専有独立部分 の床面積</p>	<p>割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 専有独立部分の床面積の割合によ り配分して、それぞれの各部分の 床面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 面積を、これを共用すべき各人の</p>
--	---	-------------------------	--	-------------------------------	--------------------------	--	--------------------------	---

	<p>政令附則第 十二條第四 十三項第二 号ロ</p>	<p>居住用専有部分の 床面積</p>		<p>政令附則第 十二條第四 十三項第一 号ハ</p>	<p>一の独立区画部分 の床面積</p>		<p>居住専有独立部分 の床面積</p>	<p>割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 専有独立部分の床面積の割合によ り配分して、それぞれの各部分の 床面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 面積を、これを共用すべき各人の</p>
--	---	-------------------------	--	---	--------------------------	--	--------------------------	---

	政令附則第十二条第五十五項第二号ハ	居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
居住用専有部分の床面積	人の居住の用に供する部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
居住専有独立部分の床面積		共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

(法附則第三十条第三項第二号の基準等)

	政令附則第十二条第四十三項第二号ハ	居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
居住用専有部分の床面積	人の居住の用に供する部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
居住専有独立部分の床面積		共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

(法附則第三十条第三項第二号の基準等)

第八条の三の四 略

2 法附則第三十条第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の

十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び次条において「低排出ガス車認定」という。）を受けた

軽自動車とする。

3 法附則第三十条第四項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率（同法第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十五条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十五条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エ

第八条の三の四 略

2 法附則第三十条第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)に掲げる軽自動車については同表の(1)に掲げる値、同表の(4)に掲げる軽自動車については同表の(4)に掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない軽自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している軽自動車とする。

3 法附則第三十条第四項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率（同法第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エ

エネルギー消費効率

4 略

5 法附則第三十条第四項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

- 一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（次項第一号及びび次条において「燃費評価実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成三十二年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。
- 二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものである

こと。

6 法附則第三十条第四項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

- 一 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準三十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

エネルギー消費効率

4 略

5 法附則第三十条第四項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

- 一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（以下この条において「実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第七項第一号において「平成三十二年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。
- 二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

こと。

6 法附則第三十条第四項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

- 一 実施要領 第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（第八項第一号において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準三十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第四項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものである

こと。

7 法附則第三十条第五項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

二 窒素酸化物の排出量が第四項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものである

こと。

8 法附則第三十条第五項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

二 窒素酸化物の排出量が第四項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものである

こと。

9 法附則第三十条第六項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第十一号口の基準とする。

10 法附則第三十条第六項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が細目

二 窒素酸化物の排出量が第四項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

7 法附則第三十条第五項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

二 窒素酸化物の排出量が第四項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

8 法附則第三十条第五項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

二 窒素酸化物の排出量が第四項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けた軽自動車とする。

11| 法附則第三十条第七項第一号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一| 細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)に掲げる軽自動車 同表の(1)窒素酸化物の欄に掲げる値

二| 細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(4)に掲げる軽自動車 同表の(4)窒素酸化物の欄に掲げる値

12| 法附則第三十条第七項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一| 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二| 窒素酸化物の排出量が前項第一号に定める値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

13| 法附則第三十条第七項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令

で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第四項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

14 法附則第三十条第七項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準三十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第十一項第二号に定める値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

15 法附則第三十条第七項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準三十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

- 二 窒素酸化物の排出量が第四項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
- 16 法附則第三十条第八項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。
- 一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。
- 二 窒素酸化物の排出量が第十一項第一号に定める値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
- 17 法附則第三十条第八項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。
- 一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。
- 二 窒素酸化物の排出量が第四項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
- 18 法附則第三十条第八項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない軽自動車で総務省令

で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第十一項第二号に定める値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

19) 法附則第三十条第八項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第四項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

(法附則第三十条の二第一項の認定又は評価)

第八条の四 法附則第三十条の二第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

第八条の四 削除

(政令附則第十六条の二の八第一項の施設等)

第十二条の三 政令附則第十六条の二の八第一項に規定する特定民間観光関連施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設のうち、会員その他の当該施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する者が存するもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業若しくは同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの以外のものとする。

一 スポーツ又はレクリエーション施設 次に定める施設

イハ 略

ニリ 略

(政令附則第十六条の二の八第一項の施設等)

第十二条の三 政令附則第十六条の二の八第一項に規定する特定民間観光関連施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設のうち、会員その他の当該施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する者が存するもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業若しくは同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの以外のものとする。

一 スポーツ又はレクリエーション施設 次に定める施設

イハ 略

ニ 体育館

ホクヌ 略

ル 遊漁船等利用施設 (スポーツ又はレクリエーションの用に供する

遊漁船 (遊漁船業の適正化に関する法律第二条第二項に規定する船舶をいう。) その他の船舶を係留する係留施設及びこれらの船舶の利便に供する漁港漁場整備法第三条第一号イ若しくはハ又は第二号イ、ロ、ホ、トからヌまで若しくはカに掲げる施設 (陸上船舶保管施設、係留施設その他の施設で船舶を長期に保管する者が専ら利用するものを除くものとし、同条第二号イに掲げる施設にあつては駐車場に限るものとし、同号トに掲げる施設にあつては荷役機械並びに製氷、冷凍及び冷蔵施設に限るものとし、同号リに掲げる施設にあつては宿泊所を除くものとし、同号カに掲げる施設にあつては広

ヌ及びル 略

二〇五 略

2及び3 略

4 法附則第三十三条第六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第十三条の三 略

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同項に規定する土地等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を法第四十五条の二第一項の規定による申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

一 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十五号までに

場、植栽及び休憩所に限るものとする。)により構成される施設をいい、同法第六条第一項から第四項までの規定に基づき指定された漁港の区域内において整備されるものに限る。(

ヲ 釣り場(海、湖等においてレクリエーションの目的で魚類等を釣るための施設で、釣り棧橋、蓄養施設、管理施設、照明施設その他利便施設を備えたものをいう。)

ワ及びカ 略

二〇五 略

2及び3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第十三条の三 略

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同項に規定する土地等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を法第四十五条の二第一項の規定による申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

一 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十五号までに

係る土地等の譲渡（次号に掲げるものを除く。） 当該土地等の買取りをする同項第十二号、第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 略

ロ 土地等の買取りをする者の当該買取つた土地等を法附則第三十条の二第二項に規定する二年を経過する日

の属する年の十二月三十一日までに、租税特別

措置法第三十一条の二第二項第十二号、第十三号若しくは第十四号の一团の宅地又は同項第十五号の一团の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類（既に政令附則第十七条の

二第一項に規定する市町村長の同項又は同条第三項若しくは第四項の承認を受けて同条第二項又は第三項に規定する市町村長の認定した日の通知を受けている場合（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第二十五項若しくは第二十六項の承認を受けて同条第二十四項又は第二十五項に規

係る土地等の譲渡（次号に掲げるものを除く。） 当該土地等の買取りをする同項第十二号、第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 略

ロ 土地等の買取りをする者の当該買取つた土地等を法附則第三十条の二第二項に規定する二年を経過する日（既に政令附則第十七条の二第一項に規定する市町村長の承認を受けて同条第二項又は第三項に規定する市町村長の認定した日の通知を受けている場合には当該認定した日とし、当該土地等の譲渡について租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項に規定する所轄税務署長の承認を受けて同条第二十四項又は第二十五項に規定する所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合には当該認定した日とする。以下この項において同じ。）の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号、第十三号若しくは第十四号の一团の宅地又は同項第十五号の一团の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類

定する所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合を含む。

次号ロ及び第三号ロにおいて「認定日の通知を受けている場合」という。）には、当該通知に係る文書の写し（次号ロ及び第三号ロにおいて「通知書の写し」という。）

二 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号及び第十四号に係る土地等の譲渡（同項第十二号又は第十四号の一団の宅地の造成を土地区画整理法による土地区画整理事業として行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限る。） 当該土地等の買取りをする当該一団の宅地の造成を行う当該個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 略

ロ 土地等の買取りをする者の当該買い取った土地等を法附則第三十条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号又は第十四号の一団の宅地の用に供することを約する書類（認定日の通知を受けている場合には、通知書の写し）

三 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号に係る土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う同号に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 略

ロ 土地等の買取りをする者の当該買い取った土地等を法附則第三十

二 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号及び第十四号に係る土地等の譲渡（同項第十二号又は第十四号の一団の宅地の造成を土地区画整理法による土地区画整理事業として行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限る。） 当該土地等の買取りをする当該一団の宅地の造成を行う当該個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 略

ロ 土地等の買取りをする者の当該買い取った土地等を法附則第三十条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号又は第十四号の一団の宅地の用に供することを約する書類

三 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号に係る土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う同号に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 略

ロ 土地等の買取りをする者の当該買い取った土地等を法附則第三十

四条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日まで、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類（認定日の通知を受けている場合には、通知書の写し）

3及び4 略

5| 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	第四十五条の二第一項	第三百十七条の二第一項
第二項	第四十五条の三第一項	第三百十七条の三第一項
	附則第三十四条の二第二項	附則第三十四条の二第五項
	に規定する総務省令	に規定する総務省令
第三項	第四十五条の二第一項	第三百十七条の二第一項
	附則第三十四条の二第二項	附則第三十四条の二第五項
前項	第四十五条の二第一項	第三百十七条の二第一項

6 政令附則第十七条の二第一項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項及び第十項において「確定優良住宅地造成等事業」という。

）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第一項又は第三項

に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、同条第一項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日（同条第三項の承認にあつては、同条第二項

四条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日まで、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類

3及び4 略

5| 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、これらの規定中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百七条の二第一項」と、「第四十五条の三第一項」とあるのは「第三百七条の三第一項」と、「附則第三十四条の二第二項」とあるのは「附則第三十四条の二第五項」と、「附則第十七条の二第一項」とあるのは「附則第十七条の二第四項」と、「同条第二項及び第三項」とあるのは「同条第五項及び第六項」と、「附則第十七条の二第二項及び第三項」とあるのは「附則第十七条の二第五項及び第六項」と読み替えるものとする。

6 政令附則第十七条の二第一項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項

）において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条

第一項若しくは第三項又は第四項若しくは第六項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、同条第一項又は第四項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日（同条第三項又は第六項の承認にあつては、同条第二項又は第五項に規定する当初認定日の属する年

の末日)の翌日から十五日を経過する日までに、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならぬ。

一 次に掲げる事項

イ 略

ロ 当該確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二第一

項各号に定める事由がある旨及び当該事由の詳細(

同条第三項)の承認にあつては、同項に定める事

由がある旨及び当該事由の詳細並びに同条第二項に規定

する市町村長が認定した日の年月日)

ハ 略

ニ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令

附則第十七条の二第一項に規定する開発許可等を受けることができ

ると見込まれる年月日及び同条第二項又は第三項

に規定する市町村長の認定を受けようとする年月日

二 略

7 9 略

10) 確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、同項に規定する予定期間の末日の属する年の翌年一月十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に第六項第二号に掲げる書類を添付して、当該市町村長に提出しなければならぬ。

の末日)の翌日から十五日を経過する日までに、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならぬ。

一 次に掲げる事項

イ 略

ロ 当該確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二第一

項各号又は第四項各号に定める事由がある旨及び当該事由の詳細(

同条第三項又は第六項)の承認にあつては、これらの規定に定める事

由がある旨及び当該事由の詳細並びに同条第二項又は第五項に規定

する市町村長が認定した日の年月日)

ハ 略

ニ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令

附則第十七条の二第一項に規定する開発許可等を受けることができ

ると見込まれる年月日及び同条第二項若しくは第三項又は第五項若

しくは第六項に規定する市町村長の認定を受けようとする年月日

二 略

7 9 略

- 一 第六項第一号イに掲げる事項
 - 二 当該確定優良住宅地造成等事業について、法附則第三十四条の第二項の特定非常災害として指定された非常災害により同項に規定する予定期間内に政令附則第十七条の二第四項に規定する開発許可等を受けることが困難となつた事情の詳細
 - 三 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業の完成予定年月日
 - 四 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二第四項に規定する開発許可等を受けることができる見込まれる年月日
 - 五 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二第一項、第三項又は第四項の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る同条第二項から第四項までに規定する市町村長が認定した日
- 11 前項の場合において、第二項に規定する書類を添付して法第四十五条の二第一項又は第三百七十七条の二第一項の規定による申告書を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四条の二第二項又は第五項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長が認定した日の通知に関する文書の写しの交付を受けたとき（租税特別措置法施行令第二十条の二十六項に規定する税務署長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときを含む。）は、当該通知に関する文書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出するものとし、当該通知に関する文書の写し

の提出（当該申告書に添付した場合を含む。）があつた場合には、政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長が認定した日は当該通知に係る市町村長が認定した日であつたものと、当該土地等の譲渡は法附則第三十四条の二第九項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

12] 法附則第三十四条の二第十項の規定による申告は、次に掲げる事項を記載した書類によつてしなければならない。

一～四 略

第三号様式別表裏面

前年分の所得税において 平成21年から33年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から平成33年までであつて、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

① 略

② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

10] 法附則第三十四条の二第九項の規定による申告は、次に掲げる事項を記載した書類によつてなければならない。

一～四 略

第三号様式別表裏面

前年分の所得税において 平成11年から18年まで又は 平成21年から31年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から平成31年までであつて、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

① 略

② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

※ 平成11年から18年までの間に入居した者で、市町村長に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出した場合、上記の控除額に代えて、地方税法附則第5条の4の規定に基づいて算出した金額

第十号様式(第三条・第五条関係)

第10号様式記載要領

- 1 この明細書は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式、第6号の2様式又は第7号様式(法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。)の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地において行う道府県知事に対しては、写し1通を添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号の2様式又は第7号様式の申告書に添付する場合には「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 連結法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人が第6号様式の申告書に添付する場合には「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 4 道府県内に恒久的施設を有する外国法人が第6号様式の申告書に添付する場合には「法人税法の規定によって計算した法人税額

第十号様式(第三条・第五条関係)

第10号様式記載要領

- 1 この明細書は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式、第6号の2様式又は第7号様式(法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。)の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する事務所又は事業所)所在地において行う道府県知事に対しては、写し1通を添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号の2様式又は第7号様式の申告書に添付する場合には「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 連結法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人が第6号様式の申告書に添付する場合には「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 4 道府県内に恒久的施設を有する外国法人が第6号様式の申告書に添付する場合には「法人税法の規定によって計算した法人税額

①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

5 略

6 事業税の「分割基準（単位＝）」の欄の括弧内には、適用する分割基準の種類に応じた単位を記載し、事務所又は事業所ごとに記載する「分割基準」の各欄の上段の括弧内には、法第72条の48第4項第1号ただし書に規定する事業所等（以下この記載要領において「工場である事業所等」という。）について、同号ただし書の規定を適用する前の当該工場である事業所等の従業者数を記載すること。

7 事業税の分割基準について、事務所若しくは事業所の固定資産の価額に1,000円未満の端数があるとき、軌道の単線換算キロメートル数にキロメートル未満の端数があるとき、又は電線路の電力の容量にキロワット未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

8 事業税の「分割課税標準額」及び道府県民税の「分割課税標準額」の各欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。また、電気供給業若しくは製造業、電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業若しくは軌道事業以外の事業の分割課税標準額を計算するため課税標準額を二分した金額又は鉄道事業若しくは軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人の分割課税標準額を計算するため課税標準額をそれぞれの事業に係る売上金額により按分した金額について1,000円未満の端数があるとき、又はその全

①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

5 略

6 事業税の「分割基準（単位＝）」の欄の括弧内には、適用する分割基準の種類に応じた単位を記載し、事務所又は事業所ごとに記載する「分割基準」の各欄の上段の括弧内には、法第72条の48第4項第3号ただし書に規定する事務所又は事業所に ついて、同号ただし書の規定を適用する前の当該事務所又は事業所の 従業者数を記載すること。

7 事業税の分割基準について、事務所若しくは事業所の固定資産の価額に1,000円未満の端数があるとき 又は軌道の単線換算キロメートル数にキロメートル未満の端数があるとき は、その端数を切り捨てること。

8 事業税の「分割課税標準額」及び道府県民税の「分割課税標準額」の各欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。また、製造業、電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業若しくは軌道事業以外の事業の分割課税標準額を計算するため課税標準額を二分した金額又は鉄道事業若しくは軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人の分割課税標準額を計算するため課税標準額をそれぞれの事業に係る売上金額により あん分した金額について1,000円未満の端数があるとき、又はその全

額が1,000円未満であるときについても同様であること。

9 略

第十七号様式別表記載要領 (第十条関係)

第十七号様式別表記載要領

1～5 略

6 「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、控除対象配偶者以外の配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族がいる場合には、その数を記載してください。

7 略

8 控除対象扶養親族若しくは16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合又は配偶者特別控除の対象となる配偶者がいる場合には、「摘要」の欄にはそれぞれ次により記載してください。

- (4) 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合
- 5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族」の個人番号の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。(例「(1) 氏名」)
- また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載し、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養

額が1,000円未満であるときについても同様であること。

9 略

第十七号様式別表記載要領 (第十条関係)

第十七号様式別表記載要領

1～5 略

6 「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、控除対象配偶者以外の配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者_____がいる場合には、その数を記載してください。

7 略

8 控除対象扶養親族若しくは16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合又は配偶者特別控除の対象となる配偶者がいる場合には、「摘要」の欄にはそれぞれ次により記載してください。

- (4) 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合
- 5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族等」の個人番号の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。(例「(1) 氏名」)
- また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載し、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養

親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を記載してください。

(ロ) 略

9～11 略

12 「控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族（以下12において「控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合には、その旨を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不明の場合は空欄としてください。

13～19 略

繰上十四号様式別表三

第44号様式別表 3 記載要領

1～4 略

5 ㉞の欄は、期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積（㉞の控除割合による控除前の床面積を1平方メートルの100分の1未満を切り捨てて記載すること。）を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。

なお、法第701条の41第1項及び第2項並びに附則第33条第1項から第6項までの規定のうち2以上の規定の適用がある場合には、これ

親族が国外に居住する非居住者 _____ である場合にはその旨を記載してください。

(ロ) 略

9～11 略

12 「控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族（以下12において「控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者 _____ である場合には、その旨を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不明の場合は空欄としてください。

13～19 略

繰上十四号様式別表三

第44号様式別表 3 記載要領

1～4 略

5 ㉞の欄は、期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積（㉞の控除割合による控除前の床面積を1平方メートルの100分の1未満を切り捨てて記載すること。）を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。

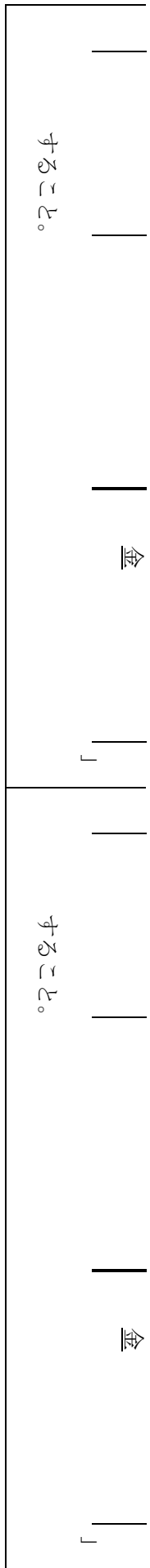
なお、法第701条の41第1項及び第2項並びに附則第33条第1項から第5項までの規定のうち2以上の規定の適用がある場合には、これ

<p>らの規定の適用を受ける⑤の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載すること。</p> <p>6 略</p>	<p>らの規定の適用を受ける⑦の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載すること。</p> <p>6 塗</p>
--	--

附則第十条による改正（地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号））

改 正 後	改 正 前
<p>備考 2 特別とん譲与税法第1条の開港所在市町村、航空機燃料譲与税法第1条の空港関係市町村、<u>地方自治法第252条の19第1項の指定都市</u>、道路法第7条第3項に規定する指定市、地方税法第103条に規定するゴルフ場所在市町村又は国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1項の規定の適用を受けることとなる市町村にあつては、市町村の欄の款の欄中「8 地方特例交付金」を「13 地方特例交付金」とし、以下<u>順次5号</u>ずつ繰り下げ、</p> <p>「 2～7 略</p>	<p>備考 2 特別とん譲与税法第1条の開港所在市町村、航空機燃料譲与税法第1条の空港関係市町村_____、道路法第7条第3項に規定する指定市、地方税法第103条に規定するゴルフ場所在市町村又は国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1項の規定の適用を受けることとなる市町村にあつては、市町村の欄の款の欄中「8 地方特例交付金」を「11 地方特例交付金」とし、以下<u>順次3号</u>ずつ繰り下げ、</p> <p>「 2～7 略</p>
<p>「 2～4 略</p> <p>5 株式等譲渡 所得割交付 金</p> <p>1 株式等譲渡所得割 交付金</p>	<p>「 2～4 略</p> <p>5 株式等譲渡 所得割交付 金</p> <p>1 株式等譲渡所得割 交付金</p> <p>1 株式等譲渡所得割 交付金</p>

10	自動車取得 税交付金	1 自動車取得税交付 金	1 自動車取得税交付 金	1 自動車取得税交付 金	1 自動車取得税交付 金
11	軽油引取税 交付金	1 軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金
12	国有提供施設等所在市 町村助成交付金	1 国有提供施設等所 在市町村助成交付 金	1 国有提供施設等所 在市町村助成交付 金	1 国有提供施設等所 在市町村助成交付 金	1 国有提供施設等所 在市町村助成交付 金
8	自動車取得 税交付金	1 自動車取得税交付 金	1 自動車取得税交付 金	1 自動車取得税交付 金	1 自動車取得税交付 金
9	軽油引取税 交付金	1 軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金
10	国有提供施設等所在市 町村助成交付金	1 国有提供施設等所 在市町村助成交付 金	1 国有提供施設等所 在市町村助成交付 金	1 国有提供施設等所 在市町村助成交付 金	1 国有提供施設等所 在市町村助成交付 金



、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十三条（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の九第三項（第一条第二項、第十四条の十一第二項及び第十四条の第十八第九項において準用する場合を含む。）、第十四条の十八第二項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで、第七項及び第八項（同条第一項から第三項までについては第一条第二項において、第十五条の二第七項及び第八

、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十三条（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の九第三項（第一条第二項、第十四条の十一第二項及び第十四条の第十八第九項において準用する場合を含む。）、第十四条の十八第二項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで、第七項及び第八項（同条第一項から第三項までについては第一条第二項において、第十五条の二第七項及び第八

項については第一条第二項及び第十五条の六の二第三項において準用する場合を含む。）、第十五条の二の二第一項及び第二項（同条第一項については第一条第二項、第十五条の五の二第三項、第十五条の六の二第三項、第五十条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十三条の二の二第三項、第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の四第三項及び第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び

項については第一条第二項及び第十五条の六の二第三項において準用する場合を含む。）、第十五条の二の二第一項及び第二項（同条第一項については第一条第二項、第十五条の五の二第三項、第十五条の六の二第三項、第五十条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十三条の二の二第三項、第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の四第三項及び第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び

第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。)並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において、第十五条の二の二第二項については第一条第二項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十三条の二十五第三項(第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項、第七十三条の二十七の四第三項及び第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。)、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項(第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の

第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。)並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において、第十五条の二の二第二項については第一条第二項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十三条の二十五第三項(第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項、第七十三条の二十七の四第三項及び第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。)、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項(第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の

三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。
）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）
、第十五条の三第三項（第一条第二項、第十五条の五の三第二項、第十五条の六の三第二項、第五十五条の二第四項、第五十五条の四第四項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第四項、第七十二条の三十九の四第四項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第四項、第三百二十一条の十一の三第四項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する

三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。
）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）
、第十五条の三第三項（第一条第二項、第十五条の五の三第二項、第十五条の六の三第二項、第五十五条の二第四項、第五十五条の四第四項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第四項、第七十二条の三十九の四第四項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第四項、第三百二十一条の十一の三第四項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する

場合を含む。）、第十五条の四第二項、第十五条の六の二第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第二項（第一条第二項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第四百四十一条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十

場合を含む。）、第十五条の四第二項、第十五条の六の二第一項及び第二項、第十六条の二第二項並びに

第十

六条の三第四項及び第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の四第二項

(第一条第二項及び第十六条の四第十二項において準用する場合を含む。)、第二十條の九の三第一項及び第三項並びに第二十條の十(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第二十六條第三項及び第四十三條(これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第四十五條の二(同條第一項から第三項までについては第七百三十四條第三項において、第四十五條の二第二項については第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第四十六條第四項及び第五項、第五十條の五、第五十條の七第一項並びに第五十條の九(これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第五十三條第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十四項、第三十五項、第三十八項及び第三十九

(第一条第二項及び第十六条の四第十二項において準用する場合を含む。)、第二十條の九の三第一項及び第三項並びに第二十條の十(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第二十六條第三項及び第四十三條(これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第四十五條の二(同條第一項から第三項までについては第七百三十四條第三項において、第四十五條の二第二項については第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第四十六條第四項及び第五項、第五十條の五、第五十條の七第一項並びに第五十條の九(これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第五十三條第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十四項、第三十五項、第三十八項及び第三十九

項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第一条第二項において、第五十三条第二十項については第一条第二項及び第五十五条第五項において、第五十三条第二十一項から第二十三項まで、第三十四項、第三十五項、第三十八項及び第三十九項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二、第五十五条の二第六項、第五十五条の四第六項、第五十七条第一項、第六十三条第一項及び第六十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条の十第二項、第七十一条の十七第一項、第七十一条の三十一第二項、第七十一条の三十八第一項、第七十一条の五十一第二項及び第七十一条の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条の七第四項及び第七十二条の二十四の十第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、

項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第一条第二項において、第五十三条第二十項については第一条第二項及び第五十五条第五項において、第五十三条第二十一項から第二十三項まで、第三十四項、第三十五項、第三十八項及び第三十九項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二、第五十五条の二第六項、第五十五条の四第六項、第五十七条第一項、第六十三条第一項及び第六十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条の十第二項、第七十一条の十七第一項、第七十一条の三十一第二項、第七十一条の三十八第一項、第七十一条の五十一第二項及び第七十一条の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条の七第四項及び第七十二条の二十四の十第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、

む。）、第七十二条の二十五第一項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項及び第十五項（同条第一項については第一条第二項において、第七十二条の二十五第二項については第一条第二項、第七十二条の二十五第六項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第三項については第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第四項については第一条第二項、第七十二条の二十五第七項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第五項及び第八項から第十項までについては第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第十二項及び第十五項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七

む。）、第七十二条の二十五第一項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項及び第十五項（同条第一項については第一条第二項において、第七十二条の二十五第二項については第一条第二項、第七十二条の二十五第六項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第三項については第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第四項については第一条第二項、第七十二条の二十五第七項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第五項及び第八項から第十項までについては第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第十二項及び第十五項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七

十二条の二十八第一項、第三項及び第四項、第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、第七十二条の三十四、第七十二条の三十九の二第六項、第七十二条の三十九の四第六項、第七十二条の四十八第一項、第七十二条の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで、第七十二条の四十九の二、第七十二条の四十九の五第四項、第七十二条の四十九の八第一項及び第三項、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項から第三項まで、第七十二条の五十九、第七十二条の六十三第三項、第七十二条の六十三の四第一項及び第三項、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十四第四項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の八第四項、第七

十二条の二十八第一項、第三項及び第四項、第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、第七十二条の三十四、第七十二条の三十九の二第六項、第七十二条の三十九の四第六項、第七十二条の四十八第一項、第七十二条の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで、第七十二条の四十九の二、第七十二条の四十九の五第四項、第七十二条の四十九の八第一項及び第三項、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項から第三項まで、第七十二条の五十九、第七十二条の六十三第三項、第七十二条の六十三の四第一項及び第三項、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十四第四項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の八第四項、第七

十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の七第六項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第七十七条第四項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第一百六条第四項、第二百二十二条、第二百十三条、第三百三十四条第一項、第四百四十四條の九第四項及び第五項、第四百四十四條の十一第五項、第四百四十四條の十四第二項及び第五項、第四百四十四條の十八第一項並びに第四百四十四條の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四條の二十二第四項（第一条第二項及び第四百四十四條の二十五第五項において準用する

十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の七第六項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第七十七条第四項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第一百六条第四項、第二百二十二条、第二百十三条、第三百三十四条第一項、第四百四十四條の九第四項及び第五項、第四百四十四條の十一第五項、第四百四十四條の十四第二項及び第五項、第四百四十四條の十八第一項並びに第四百四十四條の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四條の二十二第四項（第一条第二項及び第四百四十四條の二十五第五項において準用する

場合を含む。）、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の三十八第四項、第四百四十四条の三十八の四第一項及び第三項、第四百四十四条の四十九第一項、第五百一条第二項、第五百五十二条第一項、第五百五十五条第四項、第六百六十五条第一項、第六百八十四条第二項、第六百八十八条第三項、第六百九十八条第一項、第二百六十四条第四項、第二百七十条、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項、第二百八十三条第一項並びに第二百九十八条第三項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の二第一項から第六項まで（同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項及び第七百三十六條第三項において、第三百十七條の二第四項については第七百三十四條第三項、第七百三十六條第三項及び附則第三十五條の三第六條第三項及び附則第三十五條の三

場合を含む。）、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の三十八第四項、第四百四十四条の三十八の四第一項及び第三項、第四百四十四条の四十九第一項、第五百一条第二項、第五百五十二条第一項、第五百五十五条第四項、第六百六十五条第一項、第六百八十四条第二項、第六百八十八条第三項、第六百九十八条第一項、第二百六十四条第四項、第二百七十条、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項、第二百八十三条第一項並びに第二百九十八条第三項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の二第一項から第六項まで（同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項及び第七百三十六條第三項において、第三百十七條の二第四項については第七百三十四條第三項、第七百三十六條第三項及び附則第三十五條の三

十八項において、第三百十七条の二第五項及び第六項については第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の六（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百十九條の二第三項及び第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第九項から第二十三項まで、第三十四項及び第三十五項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで、第三十四項及び第三十五項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の

十八項において、第三百十七条の二第五項及び第六項については第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の六（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百十九條の二第三項及び第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第九項から第二十三項まで、第三十四項及び第三十五項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで、第三十四項及び第三十五項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の

八の二、第三百二十一条の十一の二第六項、第三百二十一条の十一の三第六項及び第三百二十一条の十三第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十五条（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条の七第一項、第三百二十八条の十三第四項及び第三百二十八条の十四（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十九条第一項（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条の四第六項及び第八項、第三百五十三条第四項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百五十四条の二（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条第三項、第七項及び

八の二、第三百二十一条の十一の二第六項、第三百二十一条の十一の三第六項及び第三百二十一条の十三第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十五条（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条の七第一項、第三百二十八条の十三第四項及び第三百二十八条の十四（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十九条第一項（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条の四第六項及び第八項、第三百五十三条第四項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百五十四条の二（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条第三項、第七項及び

第九項（同条第三項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四條第七項及び第九項については第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四條の二第二項及び第四項（同条第二項については第七百六條の三第三項、第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において、第三百六十四條の二第四項については第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百七十一條第一項（第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十二條の三（第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十三條（第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十九條第一項、第三百九十三條、第三百九十四條、第三百九十六條第四項、第三百九十六條の四第一項、第

第九項（同条第三項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四條第七項及び第九項については第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四條の二第二項及び第四項（同条第二項については第七百六條の三第三項、第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において、第三百六十四條の二第四項については第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百七十一條第一項（第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十二條の三（第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十三條（第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十九條第一項、第三百九十三條、第三百九十四條、第三百九十六條第四項、第三百九十六條の四第一項、第

二項、第四項及び第六項、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第二項、第四百四十七条第一項、第四百五十条第三項、第四百五十七条第一項、第四百七十条第六項、第四百七十三条第一項、第二項及び第四百七十四条第一項、第四百七十五条、第四百七十六条第二項、第四百七十九条、第四百八十五条第一項、第五百二十二条、第五百二十五条第四項並びに第五百三十九条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百八十八条第四項及び第五百九十九条第一項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百条、第六百五条及び第六百十一条第

二項、第四項及び第六項、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第二項、第四百四十七条第一項、第四百五十条第三項、第四百五十七条第一項、第四百七十条第六項、第四百七十三条第一項、第二項及び第四百七十四条第一項、第四百七十五条、第四百七十六条第二項、第四百七十九条、第四百八十五条第一項、第五百二十二条、第五百二十五条第四項並びに第五百三十九条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百八十八条第四項及び第五百九十九条第一項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百条、第六百五条及び第六百十一条第

一項（これらの規定を第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百二十五条第一項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百七十四条第四項、第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項（これらの規定を第七百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七百条の五十五、第七百条の五十九第三項、第七百条の六十四第一項、第七百一条の四第二項、第七百一条の五第三項及び第七百一条の十六第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一条の三十五第四項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項並びに第七百二条の八第五項（これらの規定を第七百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、

一項（これらの規定を第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百二十五条第一項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百七十四条第四項、第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項（これらの規定を第七百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七百条の五十五、第七百条の五十九第三項、第七百条の六十四第一項、第七百一条の四第二項、第七百一条の五第三項及び第七百一条の十六第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一条の三十五第四項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項並びに第七百二条の八第五項（これらの規定を第七百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、

第七百七条第四項、第七百十三条、第七百十八条第二項及び第七百二十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百三十三条の四第四項、第七百三十三條の九、第七百三十三條の十四、第七百三十三條の十五第二項及び第七百三十三條の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五條第二項において準用する場合を含む。）、第七百四十三条第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十條第一項及び第三項（同条第一項については第七百五十四條において、第七百五十條第三項については第七百五十二條第三項及び第七百五十四條において準用する場合を含む。）、第七百五十一条、第七百五十二條第一項及び第七百五十三條第二項（これらの規定を第七百五十四條において準用する場合を含む。）、附則第五条の四第三項及び第八項並びに第七條第一項、第三項、第四項、第八項、第十項及び第十一項（

第七百七条第四項、第七百十三条、第七百十八条第二項及び第七百二十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百三十三條の四第四項、第七百三十三條の九、第七百三十三條の十四、第七百三十三條の十五第二項及び第七百三十三條の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五條第二項において準用する場合を含む。）、第七百四十三条第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十條第一項及び第三項（同条第一項については第七百五十四條において、第七百五十條第三項については第七百五十二條第三項及び第七百五十四條において準用する場合を含む。）、第七百五十一条、第七百五十二條第一項及び第七百五十三條第二項（これらの規定を第七百五十四條において準用する場合を含む。）、附則第五条の四第三項及び第八項並びに第七條第一項、第三項、第四項、第八項、第十項及び第十一項（

地方税法施行令	略	<p>これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、附則第八条の二の二第二項、第五項、第八項及び第十一項（同条第八項及び第十一項については附則第八条の二の二第十三項の規定により読み替えられた第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第十八項、第九条の二の二第二項、第十五条第九項、第十五条の七第三項、第十五条の九第二項、第六項及び第十一項、第十五条の九の二第二項及び第六項、第十五条の十第二項並びに第二十九条（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第二条第二項及び第五項（同条第二項については第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の二（第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第四項において</p>		

地方税法施行令	略	<p>これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、附則第八条の二の二第二項、第五項、第八項及び第十一項（同条第八項及び第十一項については附則第八条の二の二第十三項の規定により読み替えられた第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第十八項、第九条の二の二第二項、第十五条第九項、第十五条の七第三項、第十五条の九第二項、第六項及び第十一項、第十五条の十第二項並びに第二十九条（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第二条第二項及び第五項（同条第二項については第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の二（第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第四項において</p>		

準用する場合を含む。）、第六条の三
第一項及び第二項（これらの規定を第
一条及び第六条の三第三項において準
用する場合を含む。）、第六条の第四
一項及び第二項（同条第一項について
は第一条、第六条の五第二項及び第六
条の八第五項において、第六条の第四
二項については第一条及び第六条の八
第五項において準用する場合を含む。
）、第六条の六第一項及び第二項（こ
れらの規定を第一条及び第六条の第六
三項において準用する場合を含む。）、
第六条の八第一項から第三項まで（
これらの規定を第一条において準用す
る場合を含む。）、第六条の十第一項
、第三項及び第四項（これらの規定を
第一条、第六条の十一第三項、第六
条の十二第二項、第九条の九の四第二
項、第九条の九の五第二項、第三十二
条、第三十二条の二第三項、第三十二
条の三第三項、第三十九条の十二、第
十四条の十四第四項、第四十三条の十
六第二項、第四十八条の十五の三第二

準用する場合を含む。）、第六条の三
第一項及び第二項（これらの規定を第
一条及び第六条の三第三項において準
用する場合を含む。）、第六条の第四
一項及び第二項（同条第一項について
は第一条、第六条の五第二項及び第六
条の八第五項において、第六条の第四
二項については第一条及び第六条の八
第五項において準用する場合を含む。
）、第六条の六第一項及び第二項（こ
れらの規定を第一条及び第六条の第六
三項において準用する場合を含む。）、
第六条の八第一項から第三項まで（
これらの規定を第一条において準用す
る場合を含む。）、第六条の十第一項
、第三項及び第四項（これらの規定を
第一条、第六条の十一第三項、第六
条の十二第二項、第九条の九の四第二
項、第九条の九の五第二項、第三十二
条、第三十二条の二第三項、第三十二
条の三第三項、第三十九条の十二、第
十四条の十四第四項、第四十三条の十
六第二項、第四十八条の十五の三第二

項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）

項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）

及び第六条の十二第七項において準用する場合を含む。）、第六条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項、第七条の四の六第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の二第二項（第一条及び第四十八条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第九条の七第十六項、第二十六項及び第三十項、第九条の九の四第三項、第九条の九の五第三項並びに第二十条の二第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四条の四の二及び第二十四条の五において、第二十四条の三第三項については第一条、第二十四条の四第五項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第三項、第四項、第六項及び第七項（これらの規定を第一条及

及び第六条の十二第七項において準用する場合を含む。）、第六条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項、第七条の四の六第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の二第二項（第一条及び第四十八条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第九条の七第十六項、第二十六項及び第三十項、第九条の九の四第三項、第九条の九の五第三項並びに第二十条の二第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四条の四の二及び第二十四条の五において、第二十四条の三第三項については第一条、第二十四条の四第五項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条及

び第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第三十二条の二第四項、第三十二条の三第四項、第三十五条の二の二第一項、第三十五条の四の二第三項、第三十五条の七の四第一項、第三十七条の十五の二第一項、第三十九条の十の二第一項、第四十条第一項、第四十二条の四の二第一項、第四十三条の十二の二第一項、第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十七、第四十三条の七の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十七条の五第一項、第四十八条の九の八、第四十八条の九の十第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十一（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第四十八条の十三第十七項、第二十七項及び第三十一項、第四十八条の十五の三第三項並びに第四十

び第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第三十二条の二第四項、第三十二条の三第四項、第三十五条の二の二第一項、第三十五条の四の二第二項、第三十五条の七の四第一項、第三十七条の十五の二第一項、第三十九条の十の二第一項、第四十条第一項、第四十二条の四の二第一項、第四十三条の十二の二第一項、第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十七、第四十三条の七の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十七条の五第一項、第四十八条の九の八、第四十八条の九の十第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十一（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第四十八条の十三第十七項、第二十七項及び第三十一項、第四十八条の十五の三第三項並びに第四十

八条の十五の四第三項（これらの規定を第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第五十二条の十三の二第一項及び第五十二条の十六第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十二条の十八第一項、第五十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十四条の三十二の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十三第一項（第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条の二第五項及び第十六条の二の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十

八条の十五の四第三項（これらの規定を第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第五十二条の十三の二第一項及び第五十二条の十六第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十二条の十八第一項、第五十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十四条の三十二の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十三第一項（第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条の二第五項及び第十六条の二の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十

四条の四十六第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第三項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の五十九の第二項、第五十五条第一項及び第五十六条の十一第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十六条の四十九の第二項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十六条の八十九の第三項及び第五十六条の九十二の第二項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十六項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、第十二条第九項、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項、第十

四条の四十六第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第三項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の五十九の第二項、第五十五条第一項及び第五十六条の十一第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十六条の四十九の第二項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十六条の八十九の第三項及び第五十六条の九十二の第二項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十六項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、第十二条第九項、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項、第十

	<p>六条の二の三第一項、第二項及び第四項、第三十一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条の二、第三十三条第二十九項、第三十三条の二並びに第三十四条第九項及び第十項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>
<p>地方税法施行規則</p>	<p>略</p> <p>第二条の五の二第一項、第三条第三項、第三条の三、第三条の三の二第一項及び第二項、第五条第三項、第六条の二の二第六項並びに第六条の四（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第八条の四（第一条及び第十六条の二の三において準用する場合を含む。）、第八条の六（第一条及び第十六条の二の五において準用する場合を含む。）、第八条の八（第一条及び第十六条の三において準用する場合を含む。）、第八条の九、第八条の十、第八条の二十八（証券、免税証及び免税軽油譲渡承認書並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く。）、第</p>
	<p>六条の二の三第一項、第二項及び第四項、第三十一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条の二、第三十三条第二十九項、第三十三条の二並びに第三十四条第九項及び第十項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>
<p>地方税法施行規則</p>	<p>略</p> <p>第二条の五の二第一項、第三条第二項、第三条の三、第三条の三の二第一項及び第二項、第五条第二項、第六条の二第四項 並びに第六条の四（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第八条の四（第一条及び第十六条の二の三において準用する場合を含む。）、第八条の六（第一条及び第十六条の二の五において準用する場合を含む。）、第八条の八（第一条及び第十六条の三において準用する場合を含む。）、第八条の九、第八条の十、第八条の二十八（証券、免税証及び免税軽油譲渡承認書並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く。）、第</p>

八条の三十二第一項及び第二項、第八条の三十三、第八条の三十四、第八条の三十五、第八条の三十七、第八条の四十二第一項から第四項まで、第八条の四十五、第八条の五十一第一項並びに第十条第二項から第六項まで及び第九項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第十条の第二項、第十四条第一項（固定資産課税台帳、地方税法第三百八十一条第八項の規定によるみなす土地補充課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿に係る部分を除く。）（第一条の三において準用する場合を含む。）、第十五条、第十五条の六第二項及び第三項（これらの規定を第一条の三において準用する場合を含む。）、第十六条の四（第一条において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項（これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。）並びに附則第六条第二十五項

八条の三十二第一項及び第二項、第八条の三十三、第八条の三十四、第八条の三十五、第八条の三十七、第八条の四十二第一項から第四項まで、第八条の四十五、第八条の五十一第一項並びに第十条第二項から第七項まで
（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第十条の第二項、第十四条第一項（固定資産課税台帳、地方税法第三百八十一条第八項の規定によるみなす土地補充課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿に係る部分を除く。）（第一条の三において準用する場合を含む。）、第十五条、第十五条の六第二項及び第三項（これらの規定を第一条の三において準用する場合を含む。）、第十六条の四（第一条において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項（これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。）並びに附則第六条第二十五項

略	(第一条の三において準用する場合を含む。)
---	-----------------------

略	(第一条の三において準用する場合を含む。)
---	-----------------------

改 正 後	改 正 前
<p>（地方税法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第二条の二第二項中「その他の書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面（所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。第七項において同じ。）」を加え、同条第七項中「書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面」を加える。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第四条の六の二及び第四条の六の三を削る。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第五条の二第六項第一号中「（以下この号において「実施要領」という。）第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（第八項第二号において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上で、かつ、実施要領を」（次項第一号において「実施要領」という。）に改め、「平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル」の下に「が百十以上である」を加え、「であつて、」を「であること及び」に、「次に掲げる事項」を「平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準十パーセント</p>	<p>（地方税法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第二条の二第二項中「その他の書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面（所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。第六項において同じ。）」を加え、同条第六項中「書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面」を加える。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第四条の六の二を削る。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第五条の二第六項第一号中「（以下この号において「実施要領」という。）第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（第八項第二号において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上で、かつ、実施要領を」（次項第一号において「実施要領」という。）に改め、「平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル」の下に「が百十以上である」を加え、「であつて、」を「であること及び」に、「次に掲げる事項」を「平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準十パーセント</p>

向上達成車であること」に改め、同号イ及びロを削り、同条第八項第一号中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百十」を「実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベルが百二十」に、「平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車、平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」を「又は平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車」に改める。

附則第五条の二の二を削る。

附則第八条の四を次のように改める。

第八条の四 削除

(後略)

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中「地方税法施行規則第二条の二第二項及び第七項の改正規定並びに次条の規定」平成三十一年一月一日

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則第二条の二第二項

向上達成車であること」に改め、同号イ及びロを削り、同条第八項第一号中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百十」を「実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベルが百二十」に、「平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車、平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」を「又は平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車」に改める。

(後略)

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中「地方税法施行規則第二条の二第二項及び第六項の改正規定並びに次条の規定」平成三十一年一月一日

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則第二条の二第二項

及び第七項の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成三十年分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

及び第六項の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成三十年分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。